

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	ユニット・セルフディフェンスから見た新安保法制の論点 —米軍等武器等防護の意義と限界—
他言語論題 Title in other language	Some Problems of Japan's New Legislation for Peace and Security from the Viewpoint of Unit Self-Defense: Implication and Limitation of JSDF's Protection of Foreign Armed Forces
著者 / 所属 Author(s)	等 雄一郎 (Hitoshi, Yuichiro) /前 国立国会図書館 調査及び立法考査局専門調査員 外交防衛調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
出版者 Publisher	国立国会図書館 調査及び立法考査局
通号 Number	783
刊行日 Issue Date	2016-4-20
ページ Pages	5-33
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	改正自衛隊法第95条の2として制定された米軍等武器等防護規定を、その背景となったユニット・セルフディフェンスという国際的考え方にまで遡って検討し、その意義と限界を探ることとする。

\*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# ユニット・セルフディフェンスから見た新安保法制の論点 —米軍等武器等防護の意義と限界—

前 国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 外交防衛調査室主任 等 雄一郎

## 目 次

はじめに

### I ユニット・セルフディフェンス論議と改正自衛隊法第95条の2の制定

- 1 安保法制懇報告書
- 2 与党協議会における議論
- 3 改正自衛隊法第95条の2
- 4 政府による国際法の観点からの説明

### II 各国におけるユニット・セルフディフェンス

- 1 米軍統合参謀本部 SROE におけるユニット・セルフディフェンス
- 2 各国におけるユニット・セルフディフェンス

### III ユニット・セルフディフェンスの性質と意義

- 1 ユニット・セルフディフェンスの国際法的性質
- 2 米軍等武器等防護の意義—シームレス性と広汎性—

### IV 新安保法制の残る論点—改正自衛隊法第95条の2の限界—

- 1 自衛隊と米軍等外国軍部隊のユニット性
- 2 外国軍部隊防護の法的妥当性

むすびに代えて

参考資料

2005年版米軍統合参謀本部標準交戦規則（SROE）

## 要 旨

- ① 2015（平成27）年4月に合意された新日米ガイドラインは、日米同盟の抑止力強化のために平時から自衛隊と米軍が各々のアセット（艦艇など）を相互に防護することを謳った。同年9月に成立した新安保法制によって新設された改正自衛隊法第95条の2（米軍等武器等防護規定）は、自衛隊と連携して日本防衛に資する活動に従事する米軍等外国軍部隊への侵害に対し、自衛隊が武器を用いて防護することを可能にした。
- ② 米軍等武器等防護規定は、武力攻撃に至らない侵害に部隊指揮官の判断で防護措置をとることを指すユニット・セルフディフェンスという国際的な考え方と関連づけて議論された。
- ③ ユニット・セルフディフェンスに関する各国の考え方を見ると、米軍統合参謀本部標準交戦規則（SROE）は、部隊指揮官には敵対行為などに対して部隊を防護すべきユニット・セルフディフェンスの権利と義務が常時あると定める一方、外国軍部隊へのユニット・セルフディフェンスの拡大適用には慎重な姿勢を示す。サンレモ ROE ハンドブックによれば、各国でユニット・セルフディフェンスが認められる一方、行使要件等は国により多様であることがわかる。オランダは、ユニット・セルフディフェンスを部隊の固有の権利ととらえる一方、その行使基準を「1つの部隊として行動しているかどうか」に置き、極めて限定的に解している。
- ④ ユニット・セルフディフェンスには国家的自衛説、個人的自衛説、部隊防衛説の3学説がある。国際的文脈においてある種の実力行使が個人の正当防衛権を根拠に正当化される場合があるととらえる個人的自衛説や部隊防衛説に依拠する方が、③で明らかになった米国やオランダのユニット・セルフディフェンスに関する考え方を理解しやすい。
- ⑤ ユニット・セルフディフェンスの考え方を背景に制定された米軍等武器等防護規定は、ミサイル防衛への日米共同対処をシームレスに行うことに貢献する一方、戦闘場面を除くほぼすべての日米の共同活動に広汎に適用可能な点で日米同盟の抑止力向上に資すると評される。
- ⑥ 日本政府はユニット・セルフディフェンスに関して部隊防衛説に立つように見える。そうであれば、ユニット・セルフディフェンスの行使としての米軍等武器等防護の実施に際して重要となるのが、防護対象部隊との「ユニット性」及び「事前回避義務と事後追撃禁止」の確保の2点である。これらは米軍等武器等防護規定に対する憲法第9条の要請と重なる論点でもある。

## はじめに

日米両政府が2015（平成27）年4月27日に合意した新たな日米防衛協力のための指針（新日米ガイドライン）<sup>(1)</sup>は、日米の協力措置の1つとして、自衛隊と米軍が、訓練・演習中を含めて、連携して日本防衛に資する活動に従事している場合に、双方のアセット（艦船・航空機などの装備品）を相互に防護することを謳った<sup>(2)</sup>。日本側でこれを可能にするため、同年9月30日公布の平和安全法制整備法<sup>(3)</sup>により、自衛隊法第95条の2（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用。以下「米軍等武器等防護規定」という。）が新設された<sup>(4)</sup>。

安倍晋三政権の下で進んだ新日米ガイドラインや安全保障法制整備に関する国内論議の中で、自衛隊による米軍艦船の防護を中心としたアセット防護は、ユニット・セルフディフェンス（unit self-defense）という考え方と関連付けて論じられた<sup>(5)</sup>。

改正自衛隊法の米軍等武器等防護規定は、新日米ガイドラインが狙う切れ目のない日米の防衛協力を平時から実現する上で重要な役割を担うものである。それにもかかわらず、同規定制定の背景にあるとされるユニット・セルフディフェンスについて、これまでの国会をはじめとする国内論議が十分に尽くされたとは言えない<sup>(6)</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終確認日は2016年3月1日である。

(1) 「日米防衛協力のための指針（平成27年4月27日）」防衛省編『日本の防衛—防衛白書—平成27年版』日経印刷, 2015, pp.349-364.

(2) 新日米ガイドライン第IV章A節「平時からの協力措置」第4項。なお、新日米ガイドラインは、平時以外においても日米相互のアセット防護を規定している。具体的には、同章C節「日本に対する武力攻撃への対処行動」第2項第a号vのISR（情報収集・警戒監視・偵察）アセットの防護、同章D節「日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」第1項の非戦闘員退避活動又は弾道ミサイル防衛作戦に従事しているアセットの防護である。新日米ガイドラインについては浅井一男・等雄一郎「新たな日米防衛協力のための指針—その経緯と概要、論点—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』874号, 2015.8.25. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9484419\\_po\\_0874.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9484419_po_0874.pdf?contentNo=1)> を参照。

(3) 正式名称は、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第76号）。同法と同時に制定公布された「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成27年法律第77号。略称「国際平和支援法」）と併せて、本稿では新安保法制と呼ぶことにする。

(4) 改正自衛隊法第95条の2は次のとおり。

「第95条の2 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。」

(5) 例えば、第186回国会参議院外交防衛委員会会議録第22号 平成26年6月10日 pp.3-4の佐藤正久参議院議員（自由民主党）の質疑参照。

(6) 国会の議論については本稿第I章参照。ユニット・セルフディフェンス（部隊自衛）を論じたその他の主な国内の議論として、新しい論考から順に次のものがある。黒崎将広「「駆け付け警護」の法的枠組み—自衛概念の多元性と法的基盤の多層性—」『国際問題』648号, 2016.1・2, pp.39-49; 青井未帆「安保法制は何を転換させようとしているのか」『世界』870号, 2015.6, pp.54-63; 和仁健太郎「国際法における“unit self-defense”の法的性質と意義」『阪大法学』295号, 2015.5, pp.25-85; 水島朝穂「安保法制懇の「政局的平和主義」—政府解釈への「反逆」—」『世界』856号, 2014.5, pp.82-92; 松山健二「無害通航を行わない外国船舶への対抗措置に関する国際法上の論点—軍艦を中心に

本稿は、ユニット・セルフディフェンスに関する議論の整理を行って、これまでの日本における議論の不足を補う試みである。まず、日本政府がユニット・セルフディフェンスをどうとらえているのかを新安法制の制定過程を中心とする国内論議によって振り返る。次に、ユニット・セルフディフェンスに関する国家実行（国家機関による言動）の典型例として言及されることの多い<sup>(7)</sup>米軍統合参謀本部の標準交戦規則（SROE）を基に米国の考え方を検討し、他の国の考え方にも触れる。そして、直近のこの分野の研究者の業績を手掛かりにユニット・セルフディフェンスの国際法的な性質を整理するとともに、その軍事的意義を探る。最後に、ユニット・セルフディフェンス概念を通して、米軍等武器等防護規定を中心とした新安法制の残る論点を考察する。参考資料として、末尾に米軍統合参謀本部の現行の SROE である 2005 年版 SROE の翻訳を掲載する。

## I ユニット・セルフディフェンス論議と改正自衛隊法第 95 条の 2 の制定

### 1 安保法制懇報告書

ユニット・セルフディフェンスは、従来、わが国においてほとんど知られてこなかった概念である。安倍首相の下に設置された安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下「安保法制懇」という。座長：柳井俊二国際海洋法裁判所長）<sup>(8)</sup>が 2014（平成 26）年 5 月 15 日に首相に提出した報告書（以下「安保法制懇報告書」という。）でユニット・セルフディフェンスを取り上げた。

同報告書は、本来は集団的自衛権の行使の対象とすべき事例中で、個別的自衛権や警察権の「拡張」による説明を行うことによって国際法違反となる場合があると指摘して、従来の国内の安全保障論議を批判した。具体例として、公海上で日米の艦船が共同行動中に、自衛艦が攻撃されていないにもかかわらず個別的自衛権を発動して米艦を防護する事例を挙げた<sup>(9)</sup>。

他方で、同報告書は、日本が積極的な国連平和維持活動（PKO）への貢献を行うため、「先進民主国家の軍や国連 PKO ミッション等において一般に行われているようなケースを踏まえて、他国の ROE（rules of engagement）に相当する「部隊行動基準」の整備により、文民統制の確保を図りつつ、国際法上許容される「部隊防護（unit self-defense）」や任務遂行のための武器使用に係る権限を包括的に付与することができないか、検討を行う必要がある」と提言した<sup>(10)</sup>。同報告書は、ユニット・セルフディフェンスを「部隊司令官の判断で、部隊等への外部からの侵害に

一」『レファレンス』732号, 2012.1, pp.63-74. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3196944\\_po\\_073204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196944_po_073204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>); 等雄一郎「米軍における ROE の発展と 1994 年版統合参謀本部標準交戦規則」『外国の立法』No.213, 2002.8, pp.50-76. なお、本稿では unit self-defense をカタカナ表記で表すことにする。青井論文（青井 同, pp.56-60.）が指摘するように日本側に厳密に対応する用語がなく議論に混乱を招くおそれがあるばかりか、これを部隊自衛と訳すと和仁論文（和仁 同, p.29.）が指摘するようにこの概念の解釈において特定の立場に立つことになって、部隊の行動の法的評価にも影響するためである。

(7) 例えば、Charles P. Trumbull, IV, “The Basis of Unit Self-Defense and Implications for the Use of Force,” *Duke Journal of Comparative and International Law*, Vol.23, 2012, pp.121-148; Dale Stephens, “Rules of Engagement and the Concept of Unit Self Defense,” *Naval Law Review*, Vol.45, 1998, pp.126-151 を参照。

(8) 安保法制懇は、第 1 次安倍政権（2006 年 9 月 26 日～2007 年 9 月 26 日）において設置され、2008 年 6 月 24 日に福田康夫首相に報告書を提出した。第 2 次安倍政権が 2012 年 12 月 26 日に発足した後の 2013 年 2 月 13 日に安保法制懇が再開されて計 7 回開催された。

(9) 安保法制懇「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会報告書」（平成 26 年 5 月 15 日）p.23. <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/dai7/houkoku.pdf>>

(10) 同上, p.34.

対し防衛のための措置をとることが世界で広く認められている」と説明して、国際的に認められた考え方であることを強調した<sup>(11)</sup>。

## 2 与党協議会における議論

安保法制懇報告書発表後から、ユニット・セルフディフェンスに関する議論が自由民主（以下「自民」という）・公明両与党内で始まった。しかし、それは、安保法制懇報告書が提言した国連 PKO における武器使用をめぐるものではなく、武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン事態）への対処としての自衛隊と共同行動中の米艦防護をめぐる議論においてであった。これは同報告書が国際法上で個別的自衛権では説明できないと指摘していた事例である<sup>(12)</sup>。

安全保障法制整備に関する与党協議会の自民党側の主要メンバーの 1 人であった佐藤正久参議院議員が、2014（平成 26）年 5 月 29 日の参議院外交防衛委員会において、政府・与党によるその後のユニット・セルフディフェンス論議をリードすることになる質疑を行った。佐藤議員は、日米でまだ協議中であった新日米ガイドラインを念頭に岸田文雄外相にユニット・セルフディフェンスの概念について説明を求めた上で、この考え方を日本が取り入れることによって、一体となって行動中の米軍を自衛隊が防護できるようにすべきであると主張した<sup>(13)</sup>。岸田外相はユニット・セルフディフェンスを次のように説明した。

「ユニット・セルフディフェンス、部隊防護と訳しているようですが、一般に武力攻撃に至らない状況において、部隊司令官の判断で部隊等への外部からの侵害に対し防護の措置をとること、こうしたことを指すと承知をしております。」（岸田外相答弁）<sup>(14)</sup>

この答弁の直後の与党協議会の第 3 回と第 4 回両会合（6 月 3 日と 6 日）で、グレーゾーン事態への対処をめぐる議論の中でユニット・セルフディフェンスが取り上げられた。政府は、与党協議会に対し、共同で任務遂行中の他国の艦船を「1 つの部隊」とみなして互いに防護しあうユニット・セルフディフェンス（共同部隊防護）の考え方を「国際ルール」であると説明して、平時において弾道ミサイル発射警戒中の米軍艦船を自衛隊が防護できるように自衛隊法を改正する必要があると主張したと報道で伝えられる<sup>(15)</sup>。

与党協議会の議論を受けて、2014（平成 26）年 7 月 1 日、安全保障法制整備に関する閣議決定が行われた（7・1 閣議決定）。同閣議決定は、武力行使に関する新 3 要件を定めて集団的自衛権の限定的行使容認に道を開く一方、国際社会の平和と安定への一層の貢献策と並んでグレーゾーン事態への対処の方針を示した<sup>(16)</sup>。グレーゾーン事態への対処の 1 つとして、自衛隊と

(11) 同上 なお、安保法制懇報告書は unit self-defense を「部隊防護」と訳したが、後述のように与党協議会の政府説明は「共同部隊防護」又は「部隊防衛」と訳し、佐藤議員は「ユニット・セルフディフェンス」と発言した。安保法制懇報告書は明示的に説明している訳ではないが、「防護」という用語を、自衛権の行使である武力行使にまでは至らない「武器の使用」に対応させて用い、「防衛」という用語を、自衛権の行使たる「武力の行使」に対応させて用いていると思われる。本稿も原則的に「防護（又は警護）」と「防衛」とを同様の意味で使うことにする。

(12) 安保法制懇 前掲注(9)

(13) 第 186 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 19 号 平成 26 年 5 月 29 日 p.22.

(14) 同上

(15) 「集団的自衛権：政府説明に与党困惑」『毎日新聞』2014.6.5; 「平時の米艦防護可能に」『読売新聞』2014.6.5; 「「グレーゾーン」一部合意 自公離島防衛は首相判断で」『日本経済新聞』2014.6.7.

(16) 「資料 5 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（平成 26 年 7 月 1 日

連携して日本の防衛に資する活動に従事している米軍部隊の武器等を防護するため、自衛隊法第95条（武器等の防護のための武器の使用）と同様の権限を定めることにより、自衛隊の武器使用を可能とする法整備を行うという方針を示した。7・1閣議決定後に内閣官房国家安全保障局に法案作成チームが立ち上げられ、防衛省内にも安全保障法制整備検討委員会が設置されて、政府内の安全保障法制整備作業が本格化した<sup>(17)</sup>。

その後、翌年になって再開された与党協議会は、政府から法案の検討状況の説明を聴取しつつ新安法制の骨格のとりまとめを行った。その第12回会合（2015年2月13日）で配布された政府資料は、「新設する権限による一定の米軍等の武器等の防護は、各国においてみられる『部隊防衛』（原文のとおり）の考え方とその目的において共通するところがある」と記載するとともに、人道法国際研究所の『交戦規則ハンドブック』の「部隊防衛（unit self-defense）」に関する記述（第Ⅱ章第2節参照）を引用していたといわれる<sup>(18)</sup>。

### 3 改正自衛隊法第95条の2

上述のような筋立てによって自衛隊による米軍部隊の武器等防護を法制化する場合、憲法第9条の従来の解釈との整合性が問題となるのは明らかである。7・1閣議決定では、武力行使の新3要件に基づく集団的自衛権行使に道が開かれたものの、憲法第9条に基づく抑制的な防衛政策の1つとしての「武力の行使との一体化」の考え方は維持されることになった<sup>(19)</sup>ことから、他国の「武力の行使との一体化」とみなされる自衛隊の活動は依然として違憲の疑いが生じる<sup>(20)</sup>。したがって、自衛隊と連携して活動中の他国軍部隊が武力の行使を行っている場合、自衛隊が当該他国軍部隊のアセットを防護するために武器を使用することは違憲となる可能性が高くなる。

このため、米軍等武器等防護規定である自衛隊法第95条の2の新設にあたっては、他国の武力の行使と一体化しないことを条文中で担保するためにいくつかの工夫が必要となった。その1つは、自衛隊による防護（警護）の対象を、自衛隊と連携して日本防衛に資する活動に現に従事している米軍その他の外国軍部隊の武器等に限定した点である。従来の自衛隊法第95条（武器等の防護のための武器の使用）に基づく武器の使用の場合と同様に、新設条文の防護対象たる米軍等の武器等はわが国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価されるものでなければならない。これによって、自衛隊による防護（警護）のための武器の使用が正当化されることになる<sup>(21)</sup>。

---

国家安全保障会議決定、閣議決定」防衛省編『日本の防衛—防衛白書—平成26年版』日経印刷、2014、pp.376-378。なお、同閣議決定で定められた「武力行使の新3要件」とは、①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、という3要件を満たすとき、自衛の措置としての武力の行使が可能になるというもの。

(17) 防衛省編 同上、p.124。

(18) 青井 前掲注(6)、pp.57-58。

(19) 7・1閣議決定は、第2項(1)号で、「政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で…法整備を進めることとする」と述べていた（防衛省編 前掲注(6)、p.377.）。

(20) 「武力の行使との一体化」論については、例えば、阪田雅裕編著『政府の憲法解釈』有斐閣、2013、pp.104-122 参照。

(21) このような論理を踏まえると、多国間共同訓練を含む共同訓練がわが国の防衛のための能力向上に資するという意味からこれに参加中の他国軍部隊は警護対象になるのに対し、災害対処のための訓練がそれ自体としてはわ

もう1つは、現に戦闘を行っている外国軍隊を対象にした自衛隊による防護（警護）を条文上明文で除いた点である。具体的には、防護（警護）対象となる自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に従事する外国軍隊の活動のうち「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く」と限定した。政府は、「新設の95条の2は武力攻撃に至らない侵害に対処するもので、相手方の侵害行為が武力攻撃である場合は本条の適用場面からは除いてある」と説明した<sup>(22)</sup>。

ただし、「武力の行使との一体化」論を根拠にしているからと言って、自衛隊による米軍等外国軍部隊のアセット防護は平時にのみ行われるものではなく、平時以外でも当該外国軍部隊による武力の行使と一体化していると法的に評価されない限り、外国軍部隊のアセット防護は可能であると政府が解釈している点は重要である。例えば、平和安全法制整備法によって創設される「重要影響事態」<sup>(23)</sup>において、米軍の後方支援に加えて、自衛隊は平時と同じくアセット防護を実施できるのかどうか問われたのに対して、中谷元・防衛相は「実施できますが、あくまでも武力行使と一体化しない範囲でございます」と答弁した<sup>(24)</sup>。

このような工夫を基に新設された自衛隊法第95条の2によって、米軍等外国軍部隊が日本の防衛に資する活動に現に従事していると政府が認定し、かつ、当該部隊が戦闘行為を行っている現場以外であれば、当該部隊から防護の要請があることを前提に、地理的制約なしと一緒に活動中の自衛隊は同部隊の武器等を防護できることになった<sup>(25)</sup>。

#### 4 政府による国際法の観点からの説明

国会における米軍等武器等防護規定に関する議論が、従来の政府の憲法解釈との整合性に集中したのは当然であるが、同規定の国際法的な性質についても、ユニット・セルフディフェン

---

が国の防衛に資する行動とは必ずしも言えないために、これに参加中の他国軍部隊は第95条の2による警護対象とはならない（第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第8号 平成27年6月10日 p.45.（黒江哲郎防衛政策局長答弁））。また、条文上で必ずしも明確ではないが、米軍以外の「その他の外国の軍隊」の武器等についてもわが国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものでなければならぬために、自衛隊の警護対象となる外国軍隊は、「防衛分野において我が国と密接な協力関係にある国の軍隊におのずと限られる」ことになる（第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第5号 平成27年5月29日 p.5.（中谷防衛相答弁））。

<sup>(22)</sup> 第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第5号 同上（中谷防衛相答弁）

<sup>(23)</sup> 「重要影響事態」とは、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」をいう。平和安全法制整備法によって、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（平成11年法律第60号。略称「周辺事態法」）を全面改正した「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（重要影響事態法）第1条によって創設された概念で、従来の周辺事態の地理的制約をなくしたものである。

<sup>(24)</sup> 第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第7号 平成27年6月5日 p.16（中谷防衛相答弁）；第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第16号 平成27年9月4日 p.7.（中谷防衛相答弁）

<sup>(25)</sup> 政府は、改正自衛隊法第95条の2に関し「わが国の防衛に資する活動がどこで行われるかということをおおむね特定することはできない」と答弁して、地理的制約のないことを認めている（第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第8号 前掲注<sup>(22)</sup>（黒江防衛政策局長答弁））。なお、黒崎将広・防衛大学校准教授は、上記に挙げた「重要影響事態」や新安保法制の国際平和支援法の「国際平和共同対処事態」において自衛艦が米海軍空母と一緒に活動している場面で、空母に物品役務を補給後に自衛艦が帰還中に、米空母が不審船（機）による遠距離攻撃を受けた場合、警護任務を付与された自衛艦が引き返して武器等防護のため空母を駆け付け警護することも不可能ではないと指摘する（黒崎 前掲注<sup>(6)</sup>, p.43.）。



ス概念と関連づけて国会で詳細な書面による議論が行われた。

藤末健三参議院議員（民主党）が第 189 回常会に計 3 回提出した「米軍等の部隊の武器等防護に関する質問主意書」とその答弁書<sup>(26)</sup>において、平時において自国の軍隊が他国の軍隊の武器等を防護することの国際法上の根拠をユニット・セルフディフェンスの概念に求めるのか問われたのに対し、政府は概ね次のように答弁した。

米国、カナダ、英国等の実務家の参加を得て人道法国際研究所がまとめた『交戦規則ハンドブック』は、「他国の部隊に対する武力攻撃<sup>(27)</sup>に至らない侵害を現場において排除すること」(a)は国際慣習法上認められるとの考え方を示している。この考え方及びその基となった各国の国家実行を踏まえて、改正自衛隊法第 95 条の 2 の規定は立案された。同ハンドブックは法的拘束力を有する文書ではない。また、2014（平成 26）年 6 月 10 日参議院外交防衛委員会において岸田外相が答弁した「ユニット・セルフディフェンス」の考え方（本章第 2 節参照）は、必ずしも国際法上の概念として確立している訳ではないが、「部隊に対する外部からの侵害に対し、侵害が行われた現場で、部隊の防衛のために必要な措置をとること」(b)を指している。改正自衛隊法第 95 条の 2 の規定による武器の使用は、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を「武力攻撃に至らない侵害から防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為」(c)であり、国際法上認められるものとする。<sup>(28)</sup>

要するに、政府は、他国の部隊に対する武力攻撃に至らない侵害を現場において排除する行為を、ユニット・セルフディフェンスという国際慣習法上の考え方によって正当化できるととらえた上で、米軍等武器等防護規定によって可能となる米軍等外国軍部隊の武器等の防護は極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、国際法上認められるものであるという立場であると言える<sup>(29)</sup>。

<sup>(26)</sup> 「米軍等の部隊の武器等防護に関する質問主意書」（第 189 回国会質問第 228 号 平成 27 年 8 月 3 日）と「参議院議員藤末健三君提出米軍等の部隊の武器等防護に関する質問主意書に対する答弁書」（第 189 回国会答弁書第 228 号 平成 27 年 8 月 11 日）、「米軍等の部隊の武器等防護に関する再質問主意書」（第 189 回国会質問第 250 号 平成 27 年 8 月 20 日）と「参議院議員藤末健三君提出米軍等の部隊の武器等防護に関する再質問主意書に対する答弁書」（第 189 回国会答弁書第 250 号 平成 27 年 8 月 28 日）、「米軍等の部隊の武器等防護に関する第三回質問主意書」（第 189 回国会質問第 274 号 平成 27 年 9 月 7 日）と「参議院議員藤末健三君提出米軍等の部隊の武器等防護に関する第三回質問主意書に対する答弁書」（第 189 回国会答弁書第 274 号 平成 27 年 9 月 15 日）。

<sup>(27)</sup> 答弁書で説明されている訳ではないが、ここにいう「武力攻撃」とは、国連憲章第 51 条において自衛権行使の要件である「武力攻撃」を指していると思われる。政府は従来「武力攻撃」に対しては「自衛権」に基づく「武力行使」が認められるとする一方、「武力攻撃に至らない侵害」に対し、自衛権の行使として必要最小限の範囲内でそれにつり合った「武器の使用」が認められるという立場であった。前者と後者を区別するため、後者を指して「マイナー自衛権」と呼ぶ場合がある（浅田正彦「憲法上の自衛権と国際法上の自衛権」村瀬信也編著『自衛権の現代的展開』東信堂、2007、pp.259-262.）。

<sup>(28)</sup> 以上の政府説明は、ユニット・セルフディフェンスと改正自衛隊法第 95 条の 2 の関連性に関する政府の考え方を明らかにするために前掲注<sup>(26)</sup>の答弁書を再構成したもので、政府答弁そのままではない。政府答弁として引用する際は、答弁書原文に当たるように留意願いたい。用語に関しても、「人道法国際研究所」、『交戦規則ハンドブック』、「改正自衛隊法」、「わが国」は、答弁書原文では各々「国際人道法研究所」、『交戦規定ハンドブック』、「新自衛隊法」、「我が国」である。ただし、引用符で囲んだ (a)、(b)、(c) の文章は、前掲注<sup>(26)</sup>の答弁書第 250 号、第 274 号、第 228 号それぞれを出所とした政府答弁原文のままである。

<sup>(29)</sup> その他に改正自衛隊法第 95 条の 2 の国際法的性質に関する議論として、それが事実上の集団的自衛権の行使に当たり「集団的自衛権の裏口入学」であるという批判があった。政府は、この批判に対して、①同条による自衛権の防護活動が武力攻撃に対応するものでないこと、②同条が武力紛争の発生していない状況においてのみ適用されること、③従来の自衛隊法第 95 条と同様に退避によっても武器等の防護が不可能な場合などやむを得ない場合

## II 各国におけるユニット・セルフディフェンス

前章で詳しく見たとおり、米軍等武器等防護規定の背景にあるユニット・セルフディフェンスについて、日本政府は国際慣習法上で認められると評価している。ユニット・セルフディフェンスは国際法学者の間でそれほど広く普及している概念ではないが<sup>(30)</sup>、多くの国の軍隊の交戦規則 (ROE) においてカギとなる規定となっている<sup>(31)</sup>。本章では、ユニット・セルフディフェンスの国家実行の典型例に挙げられることの多い米軍統合参謀本部の標準交戦規則 (SROE) を基に米国のとらえ方を明らかにし、その後、他の国々がユニット・セルフディフェンスをどうとらえているのかを探ることとする。

### 1 米軍統合参謀本部 SROE におけるユニット・セルフディフェンス

#### (1) 現行 SROE とユニット・セルフディフェンス

米国は、交戦規則 (ROE) を軍事の民主的統制のための重要な手段と位置付けてきた。冷戦時代、ROE は陸海空などの軍種ごとに、しかも作戦ごとに策定されてきたが、冷戦終結に伴って平時から軍種を問わずに適用できる ROE の標準化が進められた。1994 年 10 月に米軍のすべての軍事作戦に適用される統合参謀本部の標準交戦規則 (Standing Rules of Engagement: SROE) が、統合参謀本部議長告示 (Chairman of the Joint Chiefs of Staff Instruction: CJCSI) の別紙という形式で発出された (CJCSI 3121.01)。その際、冷戦後に増加した多国籍軍による作戦における他国軍との ROE の調整の便も考慮して、SROE の一部が秘密指定外として公表された<sup>(32)</sup>。SROE は、その後、2000 年 1 月に改定版 (CJCSI 3121.01A)、2005 年 6 月に再改定版 (CJCSI 3121.01B) が発出されており、2005 年版が現行のものである<sup>(33)</sup> (本稿末尾掲載の翻訳参照)。

元々 SROE の目的は、任務遂行のためと自衛の実施のための両方の武力行使に関する実行上の手引きを提供することにある<sup>(34)</sup>。任務遂行のための武力の行使は、その時々政治的、軍事的及び法的な観点から制限を受けることから、任務ごとに補足的措置として任務遂行のための

---

でなければ武器の使用はできず、正当防衛又は緊急避難に当たる場合でなければ人に危害を与えてはならないことの 3 点を挙げて、同条が集団的自衛権の代替だという指摘は当たらないと反論した (第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 18 号 平成 27 年 9 月 9 日 p.12. (中谷防衛相答弁))。

(30) 和仁 前掲注(6), p.26.

(31) Trumbull, *op.cit.*(7), p.121.

(32) 米軍における ROE の意義と歴史については、等 前掲注(6), pp.50-55 を参照。併せて、岩本誠吾「ROE の国際法の問題点とその存在意義」浅田正彦編著『21 世紀国際法の課題—安藤仁介先生古稀記念—』有信堂高文社, 2006, pp.405-408 参照。

(33) CJCSI 3121.01B, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, 13 June 2005, in David H. Lee, ed., *Operational Law Handbook 2015*, Charlottesville (VA): The Judge Advocate General's Legal Center and School, 2015, pp.90-104. <[https://www.loc.gov/rr/frd/Military\\_Law/pdf/operational-law-handbook\\_2015.pdf](https://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/operational-law-handbook_2015.pdf)> なお、2013 年 4 月段階で、米陸軍と米海兵隊の法務部門の共同刊行物において「統合参謀本部の現行版〔2005 年版〕SROE は 5 年ごとの見直し作業中で、新版の告示が 2013 年に発出される」と記載されていた (Judge Advocate General's Legal Center and School U.S. Army and Judge Advocate Division Headquarters Marine Corps, *Deployed Marine Air-Ground Task Force Judge Advocate Handbook*, 2013, p.3-6. <[http://www.loc.gov/rr/frd/Military\\_Law/pdf/MAGTF-JA-Handbook\\_2013.pdf](http://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/MAGTF-JA-Handbook_2013.pdf)>) が、2015 年版の *Operational Law Handbook* の内容から、2015 年に至っても SROE の新版が発出されてはいないことがわかる。

(34) CJCSI 3121.01B, para.1a.

補足的 ROE が策定される。その一方、指揮官の有する自衛の権利と義務は、そのような制限を受けることは一切ない<sup>(35)</sup>。SROE は米軍のすべての行動を律する基本的な方針と手続を定めるものである<sup>(36)</sup>から、自衛は SROE の基本概念だと言える。

なお、SROE に基づく自衛のための武力の行使にあたっては、①エスカレーション禁止、②必要性（相手方が敵対行為に関与し又は敵対意図を表示し続ける間に限り武力の行使が許可される）、③均衡性（自衛のための武力は相手方の措置や強度を超えることは可能だが、その性質・期間・範囲は要求される水準を超えてはならない）という3つの原則によらなければならない<sup>(37)</sup>。

現行の2005年版 SROE は、ユニット・セルフディフェンスについて、「自衛の固有の権利 (Inherent Right of Self-Defense)」の定義の中で次のように説明している。

「**自衛の固有の権利**：部隊指揮官<sup>(38)</sup>は、敵対行為又は公然たる敵対意図<sup>(39)</sup>に対し、ユニット・セルフディフェンスを行使する固有の権利と義務を常に有する。次に述べるように部隊指揮官の別段の指示がない限り、軍の構成員は敵対行為又は公然たる敵対意図に対し、個人的自衛<sup>(40)</sup>を行使することができる。個人が部隊に配属されて部隊の一部として行動する場合には、個人的自衛はユニット・セルフディフェンスの一部 (subset) とみなされるべきである。そのようなものとして、部隊指揮官は自己の部隊の構成員による個人的自衛を制限することができる。ユニット・セルフディフェンス及び個人的自衛には、近傍に所在する他の米軍部隊の防衛も含まれる。」<sup>(41)</sup>

この定義中でユニット・セルフディフェンスに関しては、第1に、部隊指揮官が敵対行為や公然たる敵対意図に対し自らの部隊を防衛すべきユニット・セルフディフェンスの権利と義務を有すること、第2に、軍の構成員の個人的自衛権は部隊指揮官による制限に服すること、という2点が定められるものの、ユニット・セルフディフェンスの対象となる部隊（ユニット）に外国軍部隊が含まれるかどうか明らかではない。一方、2005年版 SROE は「集団的自衛 (Collective Self-Defense)」の定義において米国以外の部隊の防衛に関して次のように言及する。

「**集団的自衛**：敵対行為又は公然たる敵対意図から、指定された米国以外の国の部隊並びに外国籍の人及びその財産又はそれらのいずれかを防衛することをいう。大統領又は国防長官のみが集団的自衛を許可することができる。」<sup>(42)</sup>

(35) Lee, ed., *op.cit.*(33), p.83.

(36) CJCSI 3121.01B, para.1a.

(37) CJCSI 3121.01B, para.4a.

(38) unit commander の訳語。SROE の内容の多くが、陸上部隊の小隊の指揮官、艦船の指揮官、航空機の指揮官など小部隊の指揮官の活動に関連しているために「部隊指揮官」と訳した。

(39) hostile act or demonstrated hostile intent の訳語。公然たる敵対意図に対しても自衛の権利を行使できるという考え方は「先制自衛」の論理と通底しており、米軍の内外から批判もある（等 前掲注(6), p.58.）。

(40) individual self-defense の訳語で、各国刑法で規定される「個人の正当防衛権」に相当する（和仁 前掲注(6), pp.32-33.）。なお、国連憲章第51条の下で各国は「個別的自衛権 (right of individual self-defense)」と「集団的自衛権 (right of collective self-defense)」を有するが、ユニット・セルフディフェンスに関する議論の文脈において、individual self-defense は軍隊の構成員各人の自衛を指して用いられるため、「個人的自衛」と訳した。

(41) CJCSI 3121.01B, para.3a.

(42) CJCSI 3121.01B, para.3c.

2005年版 SROE によれば、米軍部隊指揮官による外国軍部隊の防衛の実施には大統領又は国防長官の許可が必要とされることになる。

(2) 2000年版と比べた特色

実は、2000年版 SROE は、米軍による自衛権行使の権限として、①国家的自衛 (National Self-Defense)、②集団的自衛、③ユニット・セルフディフェンス、④個人的自衛 (Individual Self-Defense) という4つのカテゴリーを設けて定義していた。ここでの議論に関連する②、③、④についての定義はそれぞれ次のとおりである<sup>(43)</sup>。

「**集団的自衛**：敵対行為又は公然たる敵対意図から、指定された米国以外の国の部隊並びに指定された外国籍の人及びその財産又はそれらのいずれかを防衛する行動をいう。国家的自衛と異なり、指定された米国以外の国の部隊、外国籍の人及びその財産に米国による防護を拡大適用する権限は、国家指揮権限当局 (NCA)<sup>(44)</sup>より下級の当局によって行使されてはならない。ユニット・セルフディフェンスと同様に、また、米国籍の人及びその財産並びに商業資産又はそれらのいずれかへの米軍による防護の拡大適用と同様に、集団的自衛の行使は敵対行為又は公然たる敵対意図の観察に基づかなければならない。」

「**ユニット・セルフディフェンス**：敵対行為又は公然たる敵対意図に対し、特定の米軍部隊を防衛する行動であり、これには個々の要員及び近傍に所在する他の米軍部隊の防衛が含まれる。」(傍点は引用者による)

「**個人的自衛**：敵対行為又は公然たる敵対意図から自己及び自己の近傍に所在する米軍部隊を防衛するために利用可能なあらゆる必要な手段を用い、かつ、あらゆる適切な行動を行う固有の権利が自衛である。指揮官は、その隷下部隊の個人が自衛のために武力をいつどのように行使するかを確実に理解させ、かつ、訓練させる義務を有する。」

2000年版 SROE は、自衛のための武力行使の根拠となり得る独立したカテゴリーとして「個人的自衛」をとらえており、軍の構成員個人に個人的自衛に基づく武力行使の裁量を認める書きぶりであった<sup>(45)</sup>。これに対して、2005年版では、敵対行為又は公然たる敵対意図に対応するために自衛の固有の権利及び義務を常時有するのは部隊指揮官であるとされて、個人的自衛が部隊指揮官によって制限を受けるという規定になった。加えて、2005年版では SROE の目的規定から自衛が「固有の権利及び義務」であるという文言が削除されることになり<sup>(46)</sup>、個人

(43) CJCSI 3121.01A, “Standing Rules of Engagement for US Forces,” 15 January 2000, para.5. <[http://fas.org/man/dod-101/dod/docs/cjcs\\_sroe.pdf](http://fas.org/man/dod-101/dod/docs/cjcs_sroe.pdf)>

(44) 国家指揮権限当局 (National Command Authorities: NCA) とは、大統領及び国防長官又は彼らの代理者若しくは後継者を指すが、2005年版 SROE 以降はこの用語は使用されなくなった。NCA については、Joint Chiefs of Staff, *Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms*, Joint Publication 1-02, Washington, D.C.: GPO, 2001. <[http://www.bits.de/NRANEU/others/jp-doctrine/jp1\\_02%2804%29.pdf](http://www.bits.de/NRANEU/others/jp-doctrine/jp1_02%2804%29.pdf)> の National Command Authorities の項目を参照。

(45) 2000年版 SROE が個人的自衛に焦点を当てた書きぶりになった背景に、1994年版から2000年版に改定された際に、1994年版における将兵各個人の自衛に関する規定が不明確である (そもそも1994年版では「個人的自衛」は単独のカテゴリーとして定義されていなかった) との批判があり、2000年版では個人的自衛に焦点が当てられた (等 前掲注(6), p.53.)。

(46) 2000年版の目的規定は「SROE の目的は、任務遂行のため並びに自衛の固有の権利及び義務の実行のための実力の行使に関する実施上の手引きの提供にある」(CJCSI 3121.01A, para.1a.) となっていた。これに対し、2005年

的自衛とユニット・セルフディフェンスは独立した明示的な定義を置かれることなく、両者は「自衛の固有の権利」という項目の定義の中で一緒に論じられた<sup>(47)</sup>。また、この「自衛の固有の権利」の定義中には、2000年版では一旦削除されていた「個人的自衛はユニット・セルフディフェンスの一部 (subset) である」という表現が再び盛り込まれた<sup>(48)</sup>。

このように2005年版SROEは、2000年版の個人的自衛を強調する考え方から、部隊指揮官によるユニット・セルフディフェンスの権限を個人的自衛に優越させる考え方にシフトした。その背景には、2001年の対米同時多発テロ事件以来続くテロとの闘いの一環としてのアフガニスタンやイラクでの米軍による戦闘の経験とその影響があると指摘される<sup>(49)</sup>。

2005年版で自衛の独立のカテゴリーとして扱われなくなったとはいえ、米軍統合参謀本部のSROEにおいてはユニット・セルフディフェンスという概念が自衛のための根拠として確実に定着している。一方、2000年版ではユニット・セルフディフェンスに基づく防衛対象を明確に「特定の米軍部隊 (a particular US force element)」と定め、そこに含まれるのは「個々の要員及び近傍に所在する他の米軍部隊」とされ、ユニット・セルフディフェンスに基づく活動の対象であるユニット (部隊) に米国以外の国の部隊が含まれる余地はないようにみえる。これに対して、2005年版SROEにおいてはユニット・セルフディフェンスを根拠に米軍が外国軍部隊の防衛を実施できるかどうか明確ではない。先述のように米軍部隊指揮官が外国軍部隊を防衛するには、2005年版SROEの規定上では集団的自衛を根拠に大統領又は国防長官の許可の下に行う必要がある。公開版の現行SROEの分析からは、少なくとも米国はユニット・セルフディフェンスの外国軍部隊への拡大適用には慎重であると言えるだろう。

## 2 各国におけるユニット・セルフディフェンス

日本政府は、自衛隊法第95条の2の立案に当たって、イタリアのサンレモにある人道法国際研究所<sup>(50)</sup>が2009年に発行した『交戦規則ハンドブック』(以下「サンレモROEハンドブック」という。)<sup>(51)</sup>を参照したことを明らかにしている<sup>(52)</sup>。本節では、米国、英国、カナダ、オーストラリアの4か国の軍事法の専門家チームによって作成されたこのサンレモROEハンドブックを中心に、米国以外の国がユニット・セルフディフェンスをどうとらえているかを探ることとする。

---

版は「SROEの目的は、任務遂行のため及び自衛の実行のための武力の行使に関する実行上の手引きの提供にある」(CJCSI 3121.01B, para.1a.)であった。

(47) Christopher D. Amore, “Rules of Engagement: Balancing the (Inherent) Right and Obligation of Self-Defense with the Prevention of Civilian Casualties,” *National Security Law Journal*, Vol.1 No.1, 2013, pp.49-50.

(48) 1994年版では、ユニット・セルフディフェンスを自衛の単独のカテゴリーとして扱い、「敵対行為又は敵対意図に対し、隷下の小部隊又はその要員を含む特定の米軍部隊及びその近傍に所在する米軍部隊を防衛する行動である。その必要性が局所的低強度紛争、人道活動、平和執行活動、対テロ対処など多くの状況で生起している。個人的自衛はユニット・セルフディフェンスの一部である」と定義していた (CJCSI 3121.01, para.5c.)。なお、ここで「個人的自衛はユニット・セルフディフェンスの一部」と訳した際の「一部」の言語である subset は、数学用語では「部分集合」と訳すこともできる。

(49) Amore, *op.cit.*(47), p.48.

(50) 人道法国際研究所 (International Institute of Humanitarian Law) は、1970年設立の非営利・独立の国際機関で、国際人道法、人権、難民法などの分野の研究の普及・促進を図るとともに各国の軍人などを対象に国際人道法や戦争法規に関する研修や訓練を行っている。“The Institute.” <<http://www.iihl.org/about-us>>

(51) Alan Cole et al., *Rules of Engagement Handbook*, Sanremo: International Institute of Humanitarian Law, 2009.

(52) 「参議院議員藤末健三君提出米軍等の部隊の武器等防護に関する再質問主意書に対する答弁書」前掲注(26)

サンレモ ROE ハンドブックは、攻撃又は差し迫った攻撃に対して防衛のために武力を行使するという意味での自衛の権利を、国際法及びすべての国の国内法が認めているとした上で、自衛について、①個人的自衛、②ユニット・セルフディフェンス、③他者の防護 (Protection of Others)、④国家自衛という4つのカテゴリーに分けて説明する。それぞれの定義は次のとおりである<sup>(53)</sup>。

「**個人的自衛**：個人的自衛とは、個人が自分自身（及びある場合には他の個人）を攻撃又は差し迫った攻撃から防衛する権利をいう。国によっては、ユニット・セルフディフェンスを制限するのと同様な方法により個人的自衛を制限することを指揮官に許容する国もある。」

「**ユニット・セルフディフェンス**：部隊指揮官は、攻撃又は差し迫った攻撃に際し、自己の部隊及び自国の他の部隊を防衛する権利を有する。ユニット・セルフディフェンスの概念を権利でもあり義務でもあるととらえる国もあれば、権利のみととらえる国もある。国によっては、ユニット・セルフディフェンスの権利が上級当局からの命令によって制限されることを許容する国もある。ユニット・セルフディフェンスは、適用される ROE によって権限付与される場合に、他国の部隊及び要員にまで拡大され得る。」

「**他者の防護**：他者の防護とは、攻撃又は差し迫った攻撃に対し、（部隊の構成員ではない）特定の人を防衛する権利をいう。国によっては、個人的自衛又はユニット・セルフディフェンスの権利に他の国の市民の防衛のために武力を行使する権利を含めない国もある。」

「**国家的自衛**：国際連合憲章 51 条において認められるとおりに、武力攻撃及び多くの国においては武力攻撃の差し迫った脅威に対して、自国を防衛するための国家の権利を国家的自衛という。国家的自衛を発動するか否かの決定は政府の最高機関又は執行当局に委ねられる。」

各国の国内法において自衛のとらえ方が異なっているため、サンレモ ROE ハンドブックは自衛権の各カテゴリーに関して統一的な定義を行っていないが、ユニット・セルフディフェンスが一定の権利として各国で認められていることを上記の定義から読み取ることができる。ただ、ユニット・セルフディフェンスの用語で示される内容には国によってばらつきがあることもわかる。その各国によるばらつき的一端を示すのが、表1である。

表1は、サンレモ ROE ハンドブック作成チームが、海上阻止作戦を実施する多国籍軍の参考のためにサンプルとして作成した各国軍の ROE の規定内容の比較表である。元来 ROE は特定の軍事作戦の行動のための特定の指示を簡潔に示したもので、一般に公開されないのが普通である<sup>(54)</sup>ため、表1では国名が伏せられている。同作成チーム参加国である米国、英国、カナダ、オーストラリアの4つの国が表1のA国からD国に相当すると考えてよいだろう。各国の ROE が警告射撃、危害射撃及び各種の乗船検査などの規定においてばらついているのがわかる。

肝心のユニット・セルフディフェンスに関しては、他国軍部隊へのユニット・セルフディフェンスの拡大適用という項目があり、4か国すべてが条件付きも含めてこれを認めている。上述

<sup>(53)</sup> Cole et al., *op.cit.*(51), p.3.

<sup>(54)</sup> Adam Roberts and Richard Guelff, *Documents on the Laws of War*, 3rd ed., Oxford: Oxford University Press, 2000, pp.13-14.

表1 多国籍海上阻止作戦のためのROE比較表

ROEの規定中の項目名	A国	B国	C国	D国
他国軍部隊へのユニット・セルフディフェンスの適用	Yes	Yes	Yes	Yes①
警告射撃	Yes①	Yes	No	Yes
危害射撃	Yes①	No	No	Yes
人の捜索及び拘束	Yes①	No	No	Yes①
同意に基づく乗船検査	No	No	No	Yes
不同意乗船検査	No	No	No	Yes
抵抗下の乗船検査	No	No	No	Yes②

(注記) Yes①：上級当局からの許可がある場合に限り Yes。

Yes②：抵抗を受ける可能性が低い場合に限り Yes。

(出典) Alan Cole et al., *Rules of Engagement Handbook*, Sanremo: International Institute of Humanitarian Law, 2009, p.70 を基に筆者作成。

のユニット・セルフディフェンスに関する定義によると、ROEに基づく拡大適用は義務的なものではない。また、サンレモ ROE ハンドブックの別の箇所によれば、ユニット・セルフディフェンス行使の契機として人命への被害(の可能性)に加えて、財産への被害(の可能性)も含める場合、財産被害が自己の部隊又は他国軍部隊の差し迫った脅威となるかどうかによって行使の可否が決まる場合など国による違いが大きい。ユニット・セルフディフェンスに基づく他国軍部隊の防護が可能とされる場合でも、防護の際に致死性の実力の行使を認める国と非致死性の実力の行使しか ROE によって認めない国もあり一様ではない<sup>(55)</sup>。特に、表1の注記にあるとおり、4か国の中でD国だけは他国部隊へのユニット・セルフディフェンスの拡大適用にあたって一定の条件を ROE によって課し、上級当局の許可を必要としている。

ROE が一般的に非公開であることから、サンレモ ROE ハンドブック作成参加の4か国以外では、ユニット・セルフディフェンスについての各国の考え方を知るのが難しい。例外的に、次章で詳しく取り上げる大阪大学の和仁健太郎・准教授の研究論文がオランダのユニット・セルフディフェンスに関する考え方を紹介している。オランダは、ユニット・セルフディフェンスを部隊の固有の権利ととらえており、これを行使できるかどうかの決定的基準を「1つのユニット(部隊)として行動しているかどうか」に求めている。特に、攻撃が開始された後にその現場に到着する部隊は、ユニット・セルフディフェンスを根拠に行動することはできない。当該到着部隊は、ユニット・セルフディフェンスの権利を行使するユニットの一部ではないし、すでに存在している戦闘状況において敵と交戦することをまさに目的として現場に到着するからである<sup>(56)</sup>。この場合、1つのユニットとして行動している部隊には外国の部隊ばかりではなく当然に自国軍部隊も含まれるのであろうから、自国軍部隊といえども、ユニット・セルフディフェンスの行使として攻撃現場外から駆け付けて防護することまで認めている訳ではないという意味では、オランダにおいてはユニット・セルフディフェンスが極めて限定的に解されてい

<sup>(55)</sup> Cole et al., *op.cit.*(51), pp.31-32. なお、1990年代前半にソマリアにおいて人道介入作戦を実施した多国籍軍(UNITAF)に参加したカナダ軍のROEは、明示的にユニット・セルフディフェンスという用語を用いていた訳ではないが、「連合軍部隊の防衛」という項目で、「攻撃を受けている連合軍部隊の近隣にあるカナダ軍は、その部隊を支援するために、致死性の武力を含めてあらゆる手段を用いることができる」と定めていた(等雄一郎「国際平和支援活動(P.SO)の交戦規則(ROE)」『外国の立法』No.205, 2000.3, p.298.)。

<sup>(56)</sup> 和仁 前掲注(6), pp.49, 70. 和仁論文は、このオランダの立場を、国際軍事法・戦争法学会(International Society for Military Law and the Law of War)の2012年国際研究大会の際に同学会が各国に送付した質問票への回答を基に作成された報告書に基づいて紹介している。

ると言えよう。

最後に、ユニット・セルフディフェンスがわが国の国内法でどうとらえられているのかについて簡単に触れたい。先に述べたようにユニット・セルフディフェンス自体がわが国ではほとんど知られてこなかった概念である。しかし、新設された米軍等武器等防護規定の基になった自衛隊による武器等の防護のための武器の使用を定めた自衛隊法第95条<sup>(57)</sup>について、政府は「憲法9条によっても否定されていない自衛権を行使するための物的手段の保全というのは人命を防護するための自然的権利に匹敵する重要な基本的な権利」であると説明してきた<sup>(58)</sup>。安田寛・元防衛大学校教授によれば、この規定は「国家の防衛作用を保護することを目的とする公法上の権利」である「自衛隊の自己防衛権を前提にしない限り正当化し得ない」ものなのである<sup>(59)</sup>。このように自衛隊法第95条は「部隊の自己防衛権」という考え方を基にしていた。第95条は文字どおり部隊（ユニット）の自己防衛（セルフディフェンス）を定めた規定であると言える。ただし、今回の新安保法制の整備において米軍等武器等防護規定が新設されたことでもわかるように、第95条によって防護すべき「自己」には当然に外国軍部隊は含まれていないと理解されていたことになる。

### Ⅲ ユニット・セルフディフェンスの性質と意義

本章では、まず、ユニット・セルフディフェンスの国際法上の性質を検討し、次に、米軍等武器等防護規定が可能とする自衛隊による米軍等外国軍部隊のアセット防護がわが国の安全保障上でどんな意義を有するのかを軍事的な観点を中心に考えてみたい。

#### 1 ユニット・セルフディフェンスの国際法的性質

ユニット・セルフディフェンスの国際法的性質について詳細に考察した和仁准教授の論文<sup>(60)</sup>に依拠しながら、ユニット・セルフディフェンスの国際法的性質に関する議論を整理し、その意義を検討することにしたい。

和仁論文によれば、ユニット・セルフディフェンスの国際法的性質に関して、これを国家的自衛の一形態にほかならないとみなす考え方（国家的自衛説）<sup>(61)</sup>と、国家的自衛とは区別される

57) 平和安全法制整備法による改正前の自衛隊法第95条（武器等の防護のための武器の使用）は次のとおり。「自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上防護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。」

58) 第145回国会衆議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会議録第3号 平成11年3月26日 p.13. (大森政輔内閣法制局長官答弁)

59) 安田寛『防衛法概論』オリエン特書房、1979、p.220. このほか、松浦一夫・防衛大学校教授も国連PKOによる外部からの妨害・攻撃への対処を軍隊の自己防衛権によって説明し、国連PKO部隊の自己防衛を参加国部隊による集団的自衛権の行使と関連付ける議論を批判した（松浦一夫「軍隊の自己防衛権に関する一考察—国際平和協力隊の「自衛のための武器使用」との関連において—（上・下）」『国防』469号・470号、1992.3・1992.4.）。

60) 和仁 前掲注(6)

61) 国家的自衛説の代表的論者として、イスラエルの著名な国際法学者であるヨーラム・ディンスタイン（Yoram Dinstein）教授がいる。Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-Defense*, 5th ed., Cambridge: Cambridge University Press, 2011, pp.187-277.



別個の権利であるとみなす考え方が対立している。後者はさらに、ユニット・セルフディフェンスを個人的自衛によって基礎づける考え方（個人的自衛説）<sup>(62)</sup>と、ユニット・セルフディフェンスは国家的自衛とも個人的自衛とも異なる、部隊に固有の権利であるとみなす考え方（部隊防衛説）<sup>(63)</sup>とに分かれる<sup>(64)</sup>。これら3つの学説に関する国際法的観点からの詳細な検討は和仁論文自体に譲ることとして、以下では、ユニット・セルフディフェンスに関連して取り上げられることの多い①国境衝突事件及び公海上の軍艦に対する攻撃への対応と、②国連PKOにおける武器使用という2つの具体的状況に絞って<sup>(65)</sup>、3つの学説のいずれが現実をより適切に説明でき、かつ、自衛隊による米軍等外国軍部隊のアセット防護措置を考察するのに役立つかという観点から和仁論文の要点をまとめることにする。

第1に、国境衝突事件や公海上の軍艦に対する散発的な攻撃に際して、部隊や軍艦がその場限りで反撃する行為を説明するのがユニット・セルフディフェンスの考え方である。こうした状況を国家的自衛説の立場に立つヨラム・ディンスタイン教授は「現場における反撃（on-the-spot reaction）」<sup>(66)</sup>と呼び、国家による自衛の一形態であるとする。しかし、こうした国境衝突事件及び公海上の軍艦に対する攻撃へのその場での反撃は、国家の存立や安全を守るための反撃と解するよりも、あくまで部隊構成員の生命や武器等を守るための反撃と考えるのが妥当であろう。その意味では、それを国家的自衛説に基づいて国連憲章第51条を援用して国家に対する武力攻撃に対する自衛権行使に関連させて説明するよりも、個人的自衛説や部隊防衛説に基づいて説明するほうが有効であろう。ただし、部隊構成員の生命等を防護するためとはいえ、国家機関である軍の一部隊が職務遂行中に武力の行使を行っているにもかかわらず、その反撃行為がなぜ国家としての武力行使あるいは自衛権の行使ではなくなるのかという根本的問題に対して、個人的自衛説や部隊防衛説によって説得的な説明が今のところ提示されている訳ではない<sup>(67)</sup>。

第2に、安法制懇報告書は国連PKOの武器使用に関連してユニット・セルフディフェンスを取り上げていたが、これまでの国連PKOにおける武器使用に関する議論は任務遂行の妨害行為を排除するための武器使用（「広義の自衛」）に集中する傾向にあったことから、PKO要員の生命等の防護のための武器使用（「狭義の自衛」）の法的性質や根拠について十分な議論が行われてきた訳ではない。例えば、国連PKOによる「狭義の自衛」をPKO要員個人の自然権（正当防衛権）の行使とみなすことには問題があることが認識される一方、「狭義の自衛」のために武器

<sup>(62)</sup> 個人的自衛説の代表的論者として、米国防務省法律顧問室で法律顧問を務めるチャールズ・トランブル（Charles P. Trumbull, IV）氏がいる。Trumbull, *op.cit.*(7)

<sup>(63)</sup> 部隊防衛説の代表的論者として、オーストラリア海軍法務将校のデイル・スティーブズ（Dale Stephens）少佐（当時）がいる。Stephens, *op.cit.*(7)

<sup>(64)</sup> 和仁 前掲注(6), pp.38-51.

<sup>(65)</sup> なお、これら2つの状況は、国際武力紛争が存在しておらず、発生している攻撃は散発的・小規模なもので、国連憲章第51条にいう国家領域に対する武力攻撃とはみなせない状況で生起していることを前提にしている。国際武力紛争下での軍艦への攻撃や国家領域に対する武力攻撃に対する反撃は、ユニット・セルフディフェンス概念を持ち出すまでもなく、自衛権の行使として説明できるからである（同上, p.52.）。

<sup>(66)</sup> Dinstein, *op.cit.*(6), pp.242-244.

<sup>(67)</sup> 和仁 前掲注(6), pp.57-59. なお、和仁論文は、個人自衛説や部隊自衛説に基づいて説得力ある説明ができる可能性として、当該反撃が国連憲章第2条第4項にいう「武力の行使」に当たらない内容である場合であって、かつ、当該反撃が国家の実力行使権限の発動でも又国連その他の国際組織から付与された権限でもない場合に、個人の持っている正当防衛権の行使である（個人的自衛説）又は個人の持っている正当防衛権を部隊指揮官の指揮の下で行使する行為である（部隊防衛説）と説明できる余地が出てくると指摘している（同, pp.59-60.）。

を使用する行為が国連に属するのか部隊提供国に属するのかという問題ですら、定まった見解がある訳ではない。国連 PKO における武器使用をユニット・セルフディフェンスに基づいて説明できる可能性はあるけれども、これまでのところユニット・セルフディフェンスの国際法的な性質に関する議論が深まっているとは必ずしも言えない状況にある<sup>(68)</sup>。

このようにユニット・セルフディフェンスの国際法的性質に関してはなお議論すべき論点が多くあるが、和仁論文によれば、暫定的にユニット・セルフディフェンスに関する3つの学説の説明能力について次のようにまとめることができる。

国境衝突事件及び公海上の軍艦に対する攻撃に対してユニット・セルフディフェンスを行使して行われる行為は、国家機関である軍隊の行為である以上、国家的自衛説に従って国家としての自衛権の行使とみなすのが素直な考え方である。しかし、国家の存立や安全を守るためではなく、部隊や軍艦が自ら及びその構成員の生命等を守るためにその場限りで反撃する行為を、国家としての自衛権の行使とみなすのには違和感がある。むしろ、近代主権国家において一定の条件の下で急迫不正の侵害から自己の生命等を守るために個人が正当防衛権を留保されるのと同様に、国際的文脈においてもある種の実力行使が個人の正当防衛権を根拠に正当化される場合<sup>(69)</sup>があり得て、その現象形態としてユニット・セルフディフェンスをとらえることができるであろう。ユニット・セルフディフェンス概念に独自の意義があるとすれば、このように個人的自衛説や部隊防衛説に立つ場合だと言えるのではないだろうか<sup>(70)</sup>。

ユニット・セルフディフェンスの本質を自己保存のための自然権的権利の行使ととらえた場合、ユニット・セルフディフェンスを根拠に他人や他国軍部隊を防衛したり、退避・回避が可能な場合にあって防衛行為に及んだりすることは、その本来的な趣旨から否定的に解さざるを得ない。実際、先述のように、米軍統合参謀本部の SROE はユニット・セルフディフェンスを他国軍部隊にまで拡大適用するのに慎重であり、また、オランダ政府は攻撃発生後に現場に到着した部隊はユニット（部隊）の一部ではないゆえにユニット・セルフディフェンスを根拠に行動できないという見解に立っている。ユニット・セルフディフェンスに基づいてどのような行為が可能となるかについて今後とも慎重な検討が必要であろう<sup>(71)</sup>。

## 2 米軍等武器等防護の意義—シームレス性と広汎性—

7・1 閣議決定において、グレーゾーン事態への対処として自衛隊の防護対象に自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍部隊の武器等を加えるための法整備を行う方針が示された。実際に制定された自衛隊法第95条の2では、自衛隊の防護対象は「アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊」とされ、米軍以外の外国軍部隊も防護対象とされた。とはいえ、同条の当面の主要な防護対象が米軍部隊であることは明らかで<sup>(72)</sup>、同条の制定によって、新日米ガイドラインが謳ったアセットの相互防護を自衛

(68) 同上, pp.60-65.

(69) そのような場合として、和仁論文は、①伝統的国際法における戦時の商船の防衛的武装が認められること、②軍隊構成員による違法な攻撃に対する文民の抵抗を完全に国際法が禁じているとは言えないこと、③衛生部隊や軍用病院船等が自らを防衛するための武器使用を認められることの3つを挙げている（同上, pp.67-68.）。

(70) 同上, p.69.

(71) 同上, pp.69-70.

(72) 中谷防衛相は、国会質疑において第95条の2の防護対象は自国の武器等の防護を自衛隊に依頼するという事柄の性質上「防衛分野において我が国と密接な協力関係にある国の軍隊におのずと限られる」と答弁する（第189回

隊が平時から有事まで切れ目なく実施できるようになる<sup>(73)</sup>。政府・与党は、ユニット・セルフディフェンスの考え方を引き合いに出して、平時の警戒監視や共同訓練から日米がお互いのアセットを防護することによって日米同盟の抑止力が高まるという認識を示した。切れ目のない協力の中でも、特に自衛艦による米艦防護という協力措置が強調された<sup>(74)</sup>。

米艦防護措置を重視する背景として、北朝鮮による弾道ミサイルの脅威が増していること<sup>(75)</sup>に加えて、日本のミサイル防衛が日米の共同対処を通じて米軍のアセット（レーダー、イーゼス艦等）に依存している<sup>(76)</sup>という日本政府の事実認識があるだろう。例えば、安倍首相は、新安保法制を審議する衆議院の特別委員会の席上で、米軍と自衛隊のイーゼス艦はデータリンクを行うことによって共同で情報を収集・分析し、軌道計算を行って対処しており、米艦が攻撃されてその一角が崩されれば、日本のミサイル防衛に穴があくことになると指摘して、平和安全法制整備法の必要性を説いた<sup>(77)</sup>。

同様に、中谷防衛相も国会質疑で「CEC（共同交戦能力）機能<sup>(78)</sup>を有する米軍イーゼス艦が攻撃を受けて弾道ミサイルへの日米共同対処の実効性を損なう場合には、これを排除する必要がある」と答弁した<sup>(79)</sup>。また別の機会には、このCEC機能が2015（平成27）年度以降に調達予定の2隻のイーゼス自衛艦に搭載予定であることを明らかにし<sup>(80)</sup>、さらに「NIFC-CAといった米軍の新しいコンセプトの検討も踏まえて、弾道ミサイル防衛システムを検討してまいりたい」との意向を表明した<sup>(81)</sup>。

---

国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第5号 前掲注(21)。他方、法文上に明記されていないが、日豪の防衛協力の進展を考えれば、日米豪等の運用協力を進める中でオーストラリア軍が対象になり得る可能性を示唆している（第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第9号 平成27年6月12日 pp.3-4.）。

(73) 例えば、安全保障法制整備に関する与党協議会第2回会議（2014年5月27日）に政府が示した「集団的自衛権等に関する事例集」の15事例中に含まれている自衛隊による米艦防護関連の5事例（①「事例3：弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護（平時）」、②「事例8：邦人輸送中の米輸送艦の防護」、③「事例9：武力攻撃を受けている米艦の防護」、④「事例12：弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護（周辺有事〔重要影響事態〕）」、⑤「事例13：米本土が武力攻撃を受け、わが国近隣で作戦を行う時の米艦防護」のうち、①と④については米軍等武器等防護規定によって実施可能となり、その他の3事例についても平和安全法制整備法によって創設される「存立危機事態」及び従来の「武力攻撃事態」のいずれかと政府が認定すれば、自衛隊による米艦防護が可能となる。

(74) 例えば、このような認識を示したものとして、佐藤議員と中谷防衛相による新安保法制法案の国会提出直前の新日米ガイドラインに関する質疑がある（第189回国会参議院外交防衛委員会議録第12号（その1）平成27年5月12日 p.3.）。

(75) 北朝鮮は日本のほぼ全域を射程に入れるノドン・ミサイル用の移動式発射台を最大50台保有し、2014年3月にはノドン・ミサイルを連射できる能力を示したとされる（防衛省防衛研究所編『東アジア戦略概観 2015』2015, pp.59-61.）。

(76) 能勢伸之「集団的自衛権なくば崩壊!? ミサイル防衛の現実—ここまで進んでいる日米データリンカー—」『正論』526号, 2015.9, pp.164-166.

(77) 第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第3号 平成27年7月28日 p.7.

(78) CEC（共同交戦能力）はCooperative Engagement Capabilityの略語で、艦艇や航空機のレーダーが探知した敵ミサイルの情報を味方のイーゼス艦などと共有する先端システムのこと（「CEC：ミサイル迎撃、海自艦に共同交戦装備」『毎日新聞』2014.12.28.）。このシステムを装備することによって、射撃指揮に使用可能な精度の高い探知・追尾情報をリアルタイムで共有して、経空脅威に部隊間で共同対処することができる（第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第18号（その1）平成27年7月8日 p.39.）。

(79) 第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第18号 前掲注(29), pp.2-3.

(80) 第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第18号（その1）前掲注(78)

(81) 第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第15号 平成27年6月29

現状で防衛省・自衛隊による NIFC-CA 検討の具体像は必ずしも明らかではない。米軍の NIFC-CA コンセプトは、E-2D 早期警戒機、F-35 統合攻撃戦闘機、イージス艦などをネットワークでつなぐことで状況把握能力と共同目標捕捉能力を向上させて、従来は捕捉の難しかった島影や水平線下の低空を飛ぶ巡航ミサイル等の迎撃も可能にするものだともいう<sup>(82)</sup>。日米が相互のアセットを CEC 機能によって実際に連携させることになるのか定かではない。ただし、米海軍をはじめとする世界の軍事情報やその分析に定評のある民間の米海軍協会 (U.S. Naval Institute) は、E-2D 及び F-35 の自衛隊への導入や最新鋭のイージスシステムであるベースライン 9 のイージス自衛艦への搭載等によって、米海軍の NIFC-CA コンセプトに基づくネットワーク中心の空母打撃群の一部として戦う能力を自衛隊が実質的に有することになると、ウェブ・ニュースで伝えている<sup>(83)</sup>。

以上の国会答弁やミサイル防衛関連の報道等は、わが国のミサイル防衛における日米の緊密な協力関係とその重要性を示している。切れ目のない日米防衛協力が強力に推進される背景には、わが国のミサイル防衛への日米共同対処を効果的に実施するために日米が緊密に連携しなければならない軍事技術的な要請があると言えるだろう。

新安保法制の施行によって、日本政府が「武力攻撃事態」や「存立危機事態」<sup>(84)</sup>であると認定した事態においては、自衛隊は、米軍がミサイル防衛の日米共同対処のために展開させているイージス艦をはじめ E-2D や F-18 攻撃機などの米軍側のアセットを防護できることになる<sup>(85)</sup>。さらに今回新設された米軍等武器等防護規定によって、平時はもとより、そうした「武力攻撃事態」や「存立危機事態」に至らない「重要影響事態」や「国際平和共同対処事態」<sup>(86)</sup>においても、米軍による「戦闘行為が行われている現場」以外の場面であれば、自衛隊は米軍のミサイル防衛用のアセットを防護することが可能となる。このように、限定的な集団的自衛権

日 p.16. NIFC-CA とは、「ニフカ」と読み、原語は Naval Integrated Fire Control - Counter Air で「海軍統合火器管制 = 対空」と訳される米海軍が計画中の、水上・空中・海中に展開する艦船・航空機をネットワークで結んで敵の航空機、巡航ミサイル及び弾道ミサイルなどの経空脅威に対処しようという概念のことである (能勢 前掲注76), p.167; Kris Osborn, “Navy to Integrate F-35 with Beyond-the-Horizon Technology,” *Defense-tech*, 2015.1.22. <<http://defensetech.org/2015/01/22/navy-to-integrate-f-35-with-beyond-the-horizon-technology/>> が、中谷防衛相の 6 月 29 日のこの発言以外に国会本会議や委員会の場で政府から NIFC-CA 概念の検討の詳細な説明はその後されていないようである。

<sup>(82)</sup> *ibid.*

<sup>(83)</sup> Sam LaGrone, “Planned Japanese Self Defense Force Aircraft Buys, Destroyer Upgrades Could Tie into U.S. Navy’s Network Battle Force,” *USNI News*, June 10, 2015. <<http://news.usni.org/2015/06/10/planned-japanese-self-defense-force-aircraft-buys-destroyer-upgrades-could-tie-into-u-s-navys-networked-battle-force>> 「ベースライン 9」とはイージス・ミサイル防衛システムのソフトウェアのバージョンのことで、数字が大きいほど新しいバージョンであることを示す。なお、この記事は、2015 年 6 月に米務省が米議会に日本への 4 機の E-2D 機の売却を通告した直後のものである。

<sup>(84)</sup> 「存立危機事態」とは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」(改正武力攻撃事態法第 2 条第 4 号) を指し、従来の武力攻撃事態と同様に、自衛隊の防衛出動の対象となって、自衛隊には武力行使の権限が付与される。

<sup>(85)</sup> 第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 18 号 前掲注(29), p.4. (中谷防衛相答弁)

<sup>(86)</sup> 「国際平和共同対処事態」とは、新安保法制の 1 つである国際平和支援法第 1 条により創設され、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」をいう。

の行使を可能とする「存立危機事態」の認定と並んで、ユニット・セルフディフェンスの考え方を背景とする米軍等武器等防護規定によって、日米防衛協力を切れ目なく（シームレスに）実施することが可能になった。瞬時を争う現代の電子戦環境下のミサイル防衛においては、このシームレス性が極めて重要となる。

また、日本のミサイル防衛という特定の日米防衛協力シナリオを離れたとしても、米軍等武器等防護規定が戦闘場面を除くほぼすべての自衛隊と米軍の共同活動に適用できる可能性がある<sup>(87)</sup>点は注目すべきであろう。適用場面の広汎性からみれば、米軍等武器等防護規定は、武力行使の新3要件で厳しい限定が課される「存立危機事態」の認定に基づく集団的自衛権の行使に比べて、日米防衛協力をより柔軟に運用できる可能性を秘めているだろう。例えば、米軍等武器等防護規定に関する国会質疑で政府は、米軍等からの警護要請があり防衛大臣が必要と認める場合には、警護任務を持った艦船等が部隊として派遣され得ること<sup>(88)</sup>、警護任務のためにイージス自衛艦によるミサイル迎撃も可能なこと<sup>(89)</sup>などを明らかにしており、同規定が戦闘行為に至らない場面において幅広く適用でき、しかも対応の幅も広いことを示唆している。このような広汎な場面での多様な適用可能性を踏まえて、新安保法制の国会審議の最終盤で、政府は「自衛隊法第95条の2の新設は我が国周辺の海域における自衛隊と米軍が連携した警戒態勢等の強化につながるもので、日米同盟の抑止力、対処力は一層強化されるものである」と米軍等武器等防護規定を総括的に評価した<sup>(90)</sup>。

#### IV 新安保法制の残る論点—改正自衛隊法第95条の2の限界—

最後に、ユニット・セルフディフェンスに関する検討を基に、新設の米軍等武器等防護規定（改正自衛隊法第95条の2）を中心に新安保法制に残る論点について考えたい。

##### 1 自衛隊と米軍等外国軍部隊のユニット性

本稿で検討してきた国際的なユニット・セルフディフェンスに関する国家実行からは、武力攻撃に至らない侵害に対して軍部隊が現場において武器を使用して反撃を行う行為をユニット・セルフディフェンスと称し、国際慣習法上で認められる行為だと言えるだろう。政府は、ユニット・セルフディフェンスの考え方を参考に、平時において自衛隊による米軍等外国軍部隊の武器等の防護を可能にする、自衛権の行使に当たらない武器の使用として米軍等武器等防護規定を制定した。その制定目的は、わが国のミサイル防衛などの軍事上の要請を中心に平時から広汎な場面でシームレスに米軍を支援することであった。

ユニット・セルフディフェンスの行使を究極的には国家の自衛権に結び付けて考える国家的

<sup>(87)</sup> 政府が明示的に米軍等武器等防護規定の適用対象ではないとしているのは、災害対処のための訓練に参加中の他国軍部隊である（第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第8号 前掲注(21)（黒江防衛政策局長答弁））。それ以外の日本の防衛に資すると政府がみなす活動を行う他国軍部隊で、その「武力行使と一体化」しているとの法的評価を自衛隊の活動が受けるおそれがない限り、当該他国軍部隊を自衛隊は防護可能となり、地理的な制約もない（第I章第3節参照）。

<sup>(88)</sup> 同上, p.45.（黒江防衛政策局長答弁）

<sup>(89)</sup> 第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第18号（その1）前掲注(78), p.40.（黒江防衛政策局長答弁）

<sup>(90)</sup> 第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第20号 平成27年9月14日 p.6.（中谷防衛相答弁）

自衛説の立場をとるとすれば、自衛隊以外の外国軍部隊の防護のための武器使用は、他国のために自衛権を行使する集団的自衛権に限りなく近づくだろう<sup>(91)</sup>。平和安全法制整備法制定後においても、日本は厳格な3要件のある存立危機事態においてしか集団的自衛権に基づく措置をとれないから、ユニット・セルフディフェンスに基づく措置が集団的自衛権行使だと評価されるなら、自衛隊の広汎でシームレスな米軍支援は難しいことになる。このため、米軍等武器等防護規定の制定目的から言って、日本政府としてはユニット・セルフディフェンスに関して国家的自衛説の立場に立った説明は行い難いだろう。

第I章で紹介した2014(平成26)年5月に岸田外相が国会で表明したユニット・セルフディフェンスに関する日本政府の定義からすると、政府は、米軍等武器等防護規定の背景にあるユニット・セルフディフェンスの考え方を、国家的自衛とは区別された部隊に固有の権利ととらえる部隊防衛説に基づいて理解しているように思われる。何より、政府自身が与党協議会における説明で、ユニット・セルフディフェンスについて共同で任務遂行中の他国艦船を「1つの部隊」として相互防護することだと説明していた<sup>(92)</sup>。そうであるならば、自衛隊が米軍等外国軍部隊のアセット防護を米軍等武器等防護規定に基づいて実施する場合、第II章で触れたオランダ政府の採用する「1つのユニット(部隊)として行動しているかどうか」というユニット・セルフディフェンスの行使基準(ユニット性)が、自衛隊の行動にとっても極めて重要な基準になり、行動の限界を画することになるだろう。

例えば、平時にわが国のミサイル防衛に資する情報収集活動を米軍の艦船・航空機等が自衛隊と連携して行っている場合、どの範囲の艦船・航空機等を1つの部隊とみなすのかが問題となるだろう。特に、イージス艦や早期警戒機をネットワークで結んでミサイル防衛のための警戒監視を行うシステムを日米で共有するわが国のミサイル防衛において、その不可欠なリング(結節環)である米軍の艦船・航空機等のアセットが地理的には離れた位置にある場合も考えられよう。米軍アセットへの侵害に対して自衛隊が米軍等武器等防護規定に基づいたユニット・セルフディフェンスの行使として反撃できる1つのユニットとはどの範囲を指すのか、軍事的な所要と法的な要件に違いが生じる可能性もあり得るだろう。極端に離れた位置にある米軍アセットについて、自衛隊が駆け付けてその警護(防護)を米軍等武器等防護規定によって行えば、国際的にはユニット・セルフディフェンスの行使とはみなされない可能性がある。

また、政府は、米軍等武器等防護規定の審議に際して、前述のように警護任務を持った艦船等を防衛大臣は部隊として派遣できると答弁した<sup>(93)</sup>。同規定に基づく武器使用の要件としてユニット性が重要であるとすれば、自衛隊と連携行動中の米軍等外国軍部隊からの要請に基づき必要な場合に防衛大臣が警護任務を命じる自衛官及び部隊は、防護(警護)要請を行った当該外国軍部隊と連携行動中の自衛隊の部隊の自衛官で構成される部隊でなければならないはず

(91) ちなみに、先に紹介した国家的自衛説の代表的論者のディンスタイン教授は、個別的自衛権でできることがすべて集団的自衛権の行使でできる訳ではなく、「現場における反撃」も通常は集団的自衛権の行使として実施されるものではないとするが、例外的に集団的自衛権の発現として「現場における反撃」が行われる場合もあるとして、その例に、A国の攻撃がB国の哨戒部隊に行われて、C国軍部隊が近隣(B国内又はC国内)に展開中にB国哨戒部隊を(同盟関係又は近隣関係により)援助するために駆け付けて、事件はすぐに終息するという事例を挙げている(Dinstein, *op.cit.*(61), p.297.)。この事例は、新安保法制法案の論議の15事例の1つである自衛隊によるミサイル発射警戒中の米艦防護に近似しており、ディンスタイン説によれば集団的自衛権の行使であると評価されることになる。

(92) 前掲注(15)の各紙報道参照。

(93) 前掲注(88)参照。

で、新たに警護のための部隊を編成して派遣することはユニット・セルフディフェンスの本来のあり方とは相容れないだろう。国会審議では、こうした同規定の運用にまで踏み込んだ議論はほとんどなされていない<sup>(94)</sup>。

政府には、米軍等武器等防護規定立案において参照したユニット・セルフディフェンスに関する国際的な考え方を踏まえた上で、日米の具体的な軍事的協力の実態に基づいて同規定が適切に運用されるのかどうかを国民に詳細に説明する責任があるだろう。

## 2 外国軍部隊防護の法的妥当性

政府は、米軍等武器等防護規定を自衛隊法第95条（武器等の防護のための武器の使用）と同様の権限を定める規定として新設した。自衛隊法第95条は、先に述べたとおり「自衛隊（軍隊）の自己防衛権」（安田寛・元防衛大学校教授）<sup>(95)</sup>を定めたもので、いわば外国軍部隊の防護権限を除いた形でユニット・セルフディフェンスの考え方を日本流に定めたものであった。第95条は、自衛隊の武器等を防護するに当たって、事前の退避義務や事後の追撃禁止など5つの要件すべてを満たした場合にのみ武器の使用ができるという極めて抑制的な規定である<sup>(96)</sup>。

新安保法制の国会審議において、政府は自衛隊法第95条の2として新設する米軍等武器等防護規定の受動的で限定的な性質を強調した。政府は、米軍等武器等防護のための自衛隊の武器使用は従来の第95条と同様の厳格な要件が満たされなければならないと、両規定の考え方は全く同じであると答弁した<sup>(97)</sup>。

しかし、衆議院の特別委員会に参考人として出席した宮崎礼壹・元内閣法制局長官は、政府の平和安全法制整備法案の米軍等武器等防護規定について2つの点から批判した。1つは、米軍等外国軍部隊の武器等（アセット）をわが国の防衛力を構成する重要な物的手段であると評価することに重大な疑義があるという点である。もう1つは、自衛隊法第95条と同様に事前の回避義務や事後追撃禁止の条件を米軍自体に約束させるという前提でなければ、自衛隊・自衛官による米軍等武器等の防護が違憲である武力行使に容易に移行するおそれがあるという点である<sup>(98)</sup>。政府は、その後の国会審議ではこうした批判に正面から答えず、米軍等武器等防護規

<sup>(94)</sup> 米軍等武器等防護規定の具体的な運用について問われると、政府は手続・運用については法案成立後に検討していくと答えて、同規定の運用実態に基づいた具体的な議論がなされない傾向にある。例えば、「合衆国軍隊等からの要請」を受けるのはどこかということに関する水野賢一参議院議員（無所属・当時）と中谷防衛相の質疑（第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第16号 前掲注(24), p.23.）、実際の警護のプロセスに関する谷合正明参議院議員（公明党）と中谷防衛相の質疑（第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第18号 前掲注(29), p.11.）など参照。

<sup>(95)</sup> 安田 前掲注(59)

<sup>(96)</sup> 自衛隊法第95条の武器使用の要件は、①武器の使用は、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限る、②武器等の退避によってその防護が不可能な場合等のやむを得ない場合でなければ武器使用はできない、③武器使用は警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要な限度に限る、④防護対象の武器等が破壊された場合や相手方が襲撃を中止し又は逃走した場合は武器の使用はできない、⑤正当防衛又は緊急避難の場合以外は人に危害を与えてはならない、の5つとされる。「自衛隊法第95条に規定する武器の使用について（平成11年4月23日衆議院日米防衛指針特委理事会への政府提出資料）」我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別調査室編『第189回国会（常会）平和安全法制関連法律案に関する資料』衆議院調査局, 2015, p.287.

<sup>(97)</sup> 第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第12号 平成27年6月19日 p.20.（黒江防衛政策局長答弁）

<sup>(98)</sup> 第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第13号 平成27年6月22日 pp.6-7, 18-19.（宮崎元内閣法制局長官発言）

定の運用に当たっては厳格な要件を満たさなければならないとの答弁を繰り返した<sup>(99)</sup>。

宮崎元長官の指摘する2点は憲法第9条の要請から導き出されたものであるが、ユニット・セルフディフェンスから見た場合も検討を要する論点である。第1点の米軍等のアセットが「わが国の防衛力を構成する重要な物的手段」たり得るかという論点は、第一義的には当該の外国軍部隊のアセットについて個別具体的に評価されるべきものである。具体例として、わが国のミサイル防衛を例にとれば、自衛隊と共同で弾道ミサイル警戒中の米軍イージス艦からわが国に伝えられる相手国ミサイルの発射及び経路等の情報はわが国のミサイル防衛にとって死活的な重要性を有しており、この米軍イージス艦は「わが国の防衛力を構成する重要な物的手段」と評価できるだろう。そのように評価された場合、ユニット・セルフディフェンスの行使が妥当かどうかは、「1つの部隊として行動しているかどうか」というユニット性が重要となり、前節と同じ議論が必要になるだろう。

2点目の「事前回避義務と事後追撃禁止」については、ユニット・セルフディフェンスについて個人的自衛説や部隊防衛説に立つ限り<sup>(100)</sup>、ユニット・セルフディフェンスを根拠に退避・回避が可能な場合にあって防衛行為に及ぶことは否定的に解される<sup>(101)</sup>ことから、日本国憲法上の要請を離れたとしても、米軍等武器等防護規定の執行に当たり、「事前回避義務と事後追撃禁止」が確保されないことは重大な問題であると言えよう。言い換えれば、「事前回避義務と事後追撃禁止」は、ユニット・セルフディフェンスの国際的な考え方から見ても、米軍等武器等防護の実施の国際的正当性の確保のために要請される要件だとも言えるだろう。

いずれにせよ、米軍等外国軍部隊が退避義務や追撃禁止を履行しない場合に自衛隊による当該外国軍部隊の武器等の防護が憲法上可能かどうか、あるいは政府として当該外国軍部隊に退避や追撃禁止を要請するかどうかなどについて、国会質疑において政府による明確な説明は行われていない。米軍等武器等防護規定には、依然として、米軍等外国軍部隊との関係について説明されるべき論点があり、かつ、憲法第9条による制約があると言えるだろう。

## むすびに代えて

本稿で論じなかった残る論点の1つとして、日米のアセットの相互防護の確実性に関する疑問<sup>(102)</sup>を最後に指摘して、むすびに代えることにしたい。

米軍等武器等防護規定によって、平時から米軍のアセットを自衛隊が防護できる法的根拠が整備された。他方、本稿で紹介した平時から軍事作戦に至るまで米軍のすべての活動に適用される米軍統合参謀本部のSROEは、ユニット・セルフディフェンスを根拠に外国軍部隊を防衛することに慎重である。米軍部隊指揮官が外国軍部隊を防衛しようとする場合、SROEの集団的自衛の規定に基づいて、大統領又は国防長官の許可が必要とされる。結果として、自衛隊と

<sup>(99)</sup> 第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第12号 平成27年8月25日 pp.21-23. (水岡俊一参議院議員(民主党)と中谷防衛相の質疑); 第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第15号 平成27年9月2日 p.27. (仁比聡平参議院議員(共産党)と中谷防衛相の質疑)

<sup>(100)</sup> 前節で論じたように、日本政府はユニット・セルフディフェンスについて部隊防衛説に基づいた理解をしているようにみえる。

<sup>(101)</sup> 和仁 前掲注(6), p.70.

<sup>(102)</sup> 以下に述べる疑問は、すでに浅井・等 前掲注(2), pp.11-12において指摘した点である。



ともに日本防衛に資する活動に従事している米軍部隊にあっては、当該部隊の指揮官が大統領又は国防長官から事前に包括的な命令を受領していない限り、自衛隊の部隊が侵害を受けた場合、少なくとも現場の米軍部隊は即座に防衛（反撃）することができない事態が生じる可能性がある。新日米ガイドラインが謳う日米のアセットの相互防護について、米軍側でこれを確実に実施できないという事態も生じるのではないだろうか。

自衛隊が米軍等武器等防護措置を実施するに当たっては、事前の米軍等による要請があることを前提に、防衛大臣による必要性の認定と自衛官に対する警護任務の発令などが必要とされ、その上で実際の反撃の判断は警護任務を負う自衛官（実際には警護任務を負った派遣部隊の現場指揮官の判断）に委ねられる手順となっている<sup>(103)</sup>。そこで、米軍においても部隊指揮官による反撃の判断において同様の手順・手続が存在することが推測される。しかし、SROEのさらに詳細な手続部分は秘密に指定されて非公開であることから、米軍側で共同行動中の他国軍部隊に対して、SROEに規定される集団的自衛がどのように実施されるのか不明である<sup>(104)</sup>。したがって、本稿は、新日米ガイドラインに謳われた日米のアセットの相互防護のうち、米軍による自衛隊アセットの防護の実施の确实性に疑問があるという指摘を行うだけにとどまらざるを得ない<sup>(105)</sup>。

（ひとし ゆういちろう）

（本稿は、筆者が外交防衛調査室在職中に執筆したものである。）

<sup>(103)</sup> 新安法制の国会審議で、中谷防衛相は、内局・幕僚監部などの補佐を受けて、要請のあった米軍等の部隊がわが国の防衛に資する行動中の部隊であるかなど警護対象かどうか等を検討し、国家安全保障会議においても審議して判断すると答弁した（第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第18号 前掲注<sup>(29)</sup>, p.11.）。また、警護任務を付与された自衛官は、上官の指揮命令の下にROEに従って米軍等の武器等の警護に当たるとも答弁した（第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第11号 平成27年8月21日 pp.6-7.）。

<sup>(104)</sup> そもそも、ユニット・セルフディフェンスを主題として論じたオーストラリア海軍のステューブズ少佐や米務省のトランブル氏の論文においても他国軍部隊をユニット・セルフディフェンスの行使として防衛した事例は登場しない。例えば、ステューブズ少佐がユニット・セルフディフェンス行使の実例として挙げるのは、1983年ペイルート米海兵隊テロ襲撃事件、1987年米艦スターク攻撃事件、1988年米艦ヴァンセンスのイラン機撃墜事件である（Stephens, *op.cit.*(7), pp.128-129.）。

<sup>(105)</sup> ちなみに、1978年日米ガイドライン以前における答弁ではあるが、公海公空上の自衛艦・自衛隊機が武力攻撃を受けても、日米安保条約第5条に基づく日米の共同対処行動の対象にはならないと政府は国会で答弁している。第76回国会衆議院内閣委員会会議録第10号 昭和50年12月16日 p.33.（丸山昂防衛庁防衛局長答弁）

## (参考資料) 2005年版米軍統合参謀本部標準交戦規則 (SROE)

統合参謀本部議長告示 (CJCSI 3121.01B)

2005年6月13日

## 別紙 A 米軍部隊のための標準交戦規則

## 1. 目的と適用範囲

a. SROEの目的は、任務遂行のため及び自衛実施のための武力の適用に関する実行上の手引きを提供することである。SROEは、すべての軍事作戦及び緊急事態並びに軍事省<sup>(1)</sup>の業務の間に米軍指揮官によってとられる行動を律する基本的な方針と手続を定める。軍事省の業務には対テロ・部隊防護任務を含むが、米国領土及び領海の外において公式の国防総省の保安機能として実施する国防総省の施設内外における法執行及び保安の任務は含まない。SROEは、国防長官による別途の指令がない場合は、米国領土又は領海内で実施される航空及び海上の国土防衛任務にも適用される。

b. 各級のすべての部隊指揮官は、各部隊所属の隊員にいつどのように自衛のための武力を行使するか理解させるとともに訓練を行う。この文書は、そのための訓練・計画を行えるように、部隊の訓練・指揮のための基本的手引きとして利用されるべく各級すべての指揮官に配布することが許可される。

c. この告示の方針及び手続は、廃止されるまでの間有効とする。SROEを増補するために追加的措置をとることができる。

d. 米軍部隊は、武力紛争（それが国際法の下でどのような性格のものとして位置付けられようとも）に関わる軍事作戦の間において武力紛争法規に従うものとし、及び、その他の作戦の間においても武力紛争法規の原則及び精神に従うものとする。

e. 他の米国政府の省庁の長の直接統制下で任務遂行に当たる米軍部隊（例えば、海兵隊大使館警護及びその他の特別警護部隊など）は、国防長官による許可のある場合、当該省庁によって公布された武力行使方針又はROEの下で活動する。米軍部隊は常に自衛の権利を有する。

f. 多国籍軍とともに活動する米軍部隊

(1) 多国籍軍の作戦統制 (OPCON) 又は戦術統制 (TACON)<sup>(2)</sup>の下に置かれる米軍部隊は、国

\* CJCSI 3121.01B という告示は、告示本文 (4p.) と A から Q までの 17 の別紙 (Enclosures) から成り、別紙にはさらに複数の付録 (Appendix) が付いているが、別紙と付録の大部分は秘密指定されている。訳出したのは、公開されている別紙 A 「米軍部隊のための標準交戦規則」である。公開されている部分は、他に別紙 I 「補足的措置」及び別紙 J 「交戦規則プロセス」がある。翻訳原文のテキストは次の資料に掲載されているものを用いた。David H. Lee, ed., *Operational Law Handbook 2015*, Charlottesville (VA): The Judge Advocate General's Legal Center and School, 2015, pp.95-98. <[https://www.loc.gov/rr/frd/Military\\_Law/pdf/operational-law-handbook\\_2015.pdf](https://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/operational-law-handbook_2015.pdf)>

なお、訳文中の ( ) は原文の注記を表し、[ ] は翻訳者による補記である。

(1) 統合参謀本部の軍事用語辞典によれば、軍事省 (Military Department) とは、1947 年国家安全保障法によって創設された国防総省 (Department of Defense) に属する各省、すなわち陸軍省、海軍省及び空軍省をいう。U.S. Joint Chiefs of Staff, *Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms 8 Nov. 2010*, Joint Publication 1-02, Washington, D.C.: GPO, 2010. <[http://www.dtic.mil/doctrine/new\\_pubs/jp1\\_02.pdf](http://www.dtic.mil/doctrine/new_pubs/jp1_02.pdf)>

(2) 作戦統制 (Operational Control) が、隷下部隊に対し、部隊を編成し、任務を割り当て、目標を指定し及び任務遂行に必要な権限ある指令を付与することに関する指揮機能を実施する権限を指すのに対して、戦術統制 (Tactical Control) は、部隊に対し、作戦地域内で割り当てられた任務の遂行に必要な移動又は機動を指令し及び統制する詳細を命じることに限定された権限を指す。ibid.

防長官の命令によって許可される限り、任務達成のための当該多国籍軍の ROE に従う。米軍部隊は自衛の権利を有する。米国の ROE と当該多国籍軍の ROE の間で、それぞれの規定中の自衛の権利に明らかな齟齬がある場合は、米国の指揮系統を通じて解決のために当該齟齬を報告するものとする。最終的解決までの間、米軍部隊は米軍の ROE に従って活動を継続する。

(2) 米軍部隊が、米国の作戦統制又は戦術統制の下で、多国籍軍とともに活動する場合は、共通の ROE を策定するよう相応の努力を払うものとする。共通の ROE が策定できない場合は、米軍部隊は米国の ROE に従って活動するものとする。多国籍軍に対しては、予め米軍部隊が米国の ROE に従って活動することを通知する。

(3) 米軍部隊は、多国籍軍の他の構成国が拘束されない場合であっても、米国が加盟している国際協定に拘束される。

g. 国際協定（例えば、地位協定など）は、米軍の自衛の権利を制限するものと解釈されてはならない。

## 2. 方針

a. 部隊指揮官は、敵対行為又は公然たる敵対意図に対応するため、ユニット・セルフディフェンスを実施すべき固有の権利及び義務を常に有する。

b. 適切な権限当局によって、ある勢力が敵対勢力であると宣言されるとき、米軍部隊は、当該の被宣言敵対勢力と交戦する前、敵対行為又は公然たる敵対意図の観察を待つ必要はない。敵対勢力を宣言する当局についての方針及び手続は、別紙 A [この SROE のこと] の付録 A [非公開] の第 3 パラグラフにおいて定める。

c. 米国の国家安全保障政策の目標は、米国の残存、安全及び活力を確保し並びに米国の国益に合致する安定的国際環境を維持することである。米国の国家安全保障上の利益は、米国に対する武力攻撃又はテロ行為を抑止し、必要ならこれを打ち負かすという地球規模の目的を導くものである。「米国に対する」というとき、以下のものが含まれる。米軍部隊並びに、特定の環境下における、米国籍の人及びその財産、米国の商業資産、米国の管理下にある人並びに指定された米国以外の国の部隊、外国籍の人及びその財産。

d. 戦闘軍司令官による戦域向け ROE

(1) 戦闘軍司令官<sup>(3)</sup>は、必要に応じ、補足的措置をとることにより、又は、国防長官の承認を求めて統合参謀本部議長に補足的措置を提出することにより、SROE を増補することができる。ROE 補足措置を要求し及び周知する手順については別紙 I に記載する。

(2) 米軍指揮官は、国防長官の承認した ROE/RUF<sup>(4)</sup>に（各級それぞれにおいて）制限を設ける

(3) 戦闘軍司令官（Combatant Commander）とは、複数の軍種から構成されて担任地域又は機能別に広範で継続的な任務を有する組織である Combatant Command の司令官をいう。Combatant Command の数は法律で定められる。現在は、太平洋軍、欧州軍、中央軍、南方軍、北方軍、アフリカ軍、戦略軍、特殊作戦軍及び輸送軍の 9 つである。なお、原文の commander の訳語について、Combatant Commander という一続きの用語の場合にだけ、「司令官」という訳語を当て、それ以外は、「指揮官」と訳した。

(4) RUF（Rules for the Use of Force）とは、米国領土内における文民当局の任務への国防総省による支援等に際して武力（強制力）が用いられる場合の行使の規則を指す（CJCSI 3121.01B 告示本文 p.1）。従来は 2000 年 5 月 31 日付の CJCSI 3121.02 Rules on the Use of Force by DoD Personnel Providing Support to Law Enforcement Agencies Conducting Counterdrug Operations in the United States が定められていたが、2005 年 SROE を公布した統合参謀本部告示 CJCSI 3121.01B において SRUF（Standing Rules for the Use of Forces. 強制力使用標準規則）も同時に公布され（別紙

ときは、実務上できるだけ速やかに統合参謀本部議長を通じて国防長官に通知しなければならない。時間的余裕のない状況においては、国防長官へ統合参謀本部議長と同時に通知する。同時の通知が難しい場合、国防長官への通知の後、実務上できるだけ速やかに参謀本部議長に通知する。

### 3. 定義及び権限

#### a. 自衛の固有の権利

部隊指揮官は、敵対行為又は公然たる敵対意図に対し、ユニット・セルフディフェンスを行使する固有の権利と義務を常に有する。次に述べるように部隊指揮官の別段の指示がない限り、軍の構成員は敵対行為又は公然たる敵対意図に対し、個人的自衛を行使することができる。個人が部隊に配属されて部隊の一部として行動する場合には、個人的自衛はユニット・セルフディフェンスの一部とみなされるべきである。そのようなものとして、部隊指揮官は自己の部隊の構成員による個人的自衛を制限することができる。ユニット・セルフディフェンス及び個人的自衛には、近傍に所在する他の米軍部隊の防衛が含まれる。

#### b. 国家的自衛

敵対行為又は公然たる敵対意図から、米国、米軍部隊並びに、特定の環境下における、米国籍の人及びその財産並びに米国の商業資産又はそれらのいずれかを防衛することをいう。部隊指揮官は、別紙 A の付録 A の第 3 パラグラフの許可するところに従い、国家的自衛を実施することができる。

#### c. 集团的自衛

敵対行為又は公然たる敵対意図から、指定された米国以外の国の部隊並びに外国籍の人及びその財産又はそれらのいずれかを防衛することをいう。大統領又は国防長官のみが集团的自衛を許可することができる。

#### d. 敵対勢力被宣言勢力<sup>(5)</sup>

適切な米国当局によって敵対的であると宣言されたあらゆる民間人、軍事若しくは準軍事部隊又はテロリストをいう。敵対勢力を宣言する当局についての方針及び手続は、別紙 A の付録 A の第 3 パラグラフにおいて定める。

#### e. 敵対行為

米国、米軍部隊又はその他の指定された人若しくは財産に対する攻撃又はその他の武力の行使をいう。これには、米国の要員又は死活的に重要な米国政府財産の回収を含めた米軍部隊の任務又は職務を直接的に排除し又は妨害するために行使される武力を含むものとする。

#### f. 敵対意図

米国、米軍部隊又はその他の指定された人若しくは財産に対する差し迫った武力の行使の脅威をいう。これには、米国の要員又は死活的に重要な米国政府財産の回収を含めた米軍部隊の任務又は職務を直接的に排除し又は妨害するために行使される武力の脅威を含むものとする。

#### g. 差し迫った武力の行使

米軍部隊に対する武力の行使が差し迫っているかどうかの決定は、その時点で米軍部隊が知るあらゆる事実及び条件の評価に基づいて、各級[部隊]において行うことができる。差し迫っ

L から別紙 Q まで)、このため CJCSI3121.02 は廃止された。

(5) 原語は、Declared Hostile Force である。

たとは、必ずしも即時又は即座を意味するものではない。

#### 4. 手続

##### a. 自衛の原則

必要で利用可能なあらゆる措置及び適切なあらゆる行動を自衛のためにとることができる。以下の指針が適用される。

###### (1) エスカレーションの禁止

時間及び環境が許すとき、敵対行為又は公然たる敵対意図に関与した勢力に対しては、撤退させ又は脅威行動を停止させるために警告し及びその機会を付与しなければならない。

###### (2) 必要性

敵対行為が発生したとき又はある勢力が公然と敵対意図を示したとき、[必要性は]存する。この種の条件があるとき、当該勢力が敵対行為への関与又は敵対意図の表示を続ける間、自衛のための武力の行使が許可される。

###### (3) 均衡性

自衛のための武力の行使は、敵対行為又は公然たる敵対意図に対して断固たる対応を行うに十分なものでなければならない。この種の武力の行使は、敵対行為又は公然たる敵対意図による措置及び強度を超過することができるが、武力行使の性質、期間及び範囲は、要求される水準を超えるものであってはならない。自衛における均衡性の概念は、攻勢作戦の間に付随的損害を極小化する試みと混同されてはならない。

##### b. 追跡

自衛には、ある勢力が敵対行為を行い又は敵対意図を示す限りにおいて、当該勢力を追跡し及びこれと交戦する権限が含まれる。

##### c. 米国籍の人及びその財産並びに指定された外国籍の人の防衛

###### (1) ある外国の米国が認める領土、領空又は領海の内側において

外国の領土、領空又は領海内にある米国籍の人及びその財産を防衛する第一義的責任は、当該外国にある。詳細な手引きは別紙 B、C 及び D をみよ。

###### (2) 領海の外側において

領海外における民間船舶の防護の第一義的責任は船籍国にある。詳細な手引きは別紙 B (海洋作戦) の付録 A をみよ。

###### (3) 国際空域において

国際空域における民間航空機の防護の第一義的責任は航空機登録国にある。詳細な手引きは別紙 C (航空作戦) をみよ。

###### (4) 宇宙空間において

詳細な手引きは別紙 D (宇宙作戦) をみよ。

##### d. 海賊行為

米国の軍艦及び航空機は、国際海域又はその上空におけるいかなる船舶又は航空機（それが米国籍か外国籍かを問わない）に向けられた海賊行為を鎮圧する義務を負う。海賊行為を鎮圧する艦艇及び航空機の指揮官は、ユニット・セルフディフェンスの権利及び義務を支援対象の乗員、船舶又は航空機に拡大適用するものとする。海賊船又は航空機が逃亡し、特定国の領海、群島海域又は領空に進入する場合、その追跡の継続に先立って、当該沿岸国の同意を得よう

あらゆる努力を払わなければならない。

e. 米国の参加しない敵対砲火又は戦闘地帯の内側又はその近傍における作戦

米軍部隊は、適切な米当局による許可がない限り、(米国が参加しない) 敵対行為が外国勢力間において差し迫り又は発生している地域に入域し又はとどまることをしてはならない。

f. 支援入域権

(1) 艦船及び特定の環境下にある航空機は、海難から生じる危険又は危難にある人々に緊急支援を行う場合、沿岸国の許可を得なくとも、外国の領海又は群島海域及びそれらに対応する空域に入域する権利を有する。

(2) 支援入域権は、危険にある人々の位置が合理的に知られ得るところにおいて救助する目的に限り、拡大適用することができる。それは、捜索を実施するための領海、群島海域又は領空への入域にまで拡大適用することはできない。

(3) 現場で支援を行う船舶及び航空機においては、ユニット・セルフディフェンスを実施すべき部隊指揮官の権利及び義務は、支援対象の乗員、船舶又は航空機にまで拡大適用し並びにそれらを含むものとする。この種の環境における自衛の拡大適用は、沿岸国の正当な法執行活動に対する干渉を含むものであってはならない。ただし、一旦、支援を行う船舶又は航空機に受け入れた場合は、国防長官の指示がない限り、支援対象の人々の身柄を外国当局に引き渡してはならない。